

第四次郡山市食と農の基本計画

(2022年度～2025年度)



郡 山 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の目的	P1
第2節 計画の位置づけ	P2
第3節 計画の期間	P3

第2章 計画策定に向けて

第1節 農林水産業の現状	P4
第2節 本市農林水産業の現状	P6
第3節 本市農林水産業の課題	P18
第4節 本市農業独自の動き	P25
第5節 10年後あなたが描く「郡山（わたし）の農業」 の姿を教えてください	P33

第3章 基本計画

第四次郡山市食と農の基本計画概要	P37
基本目標1 食料の安定供給の確保	P39
基本目標2 農林業の持続的な発展	P44
基本目標3 活力にあふれた豊かな農林業・農村	P53
基本目標4 自然災害や気候変動への対応	P58
基本目標5 新たな展開で拓く農林水産業の創造	P62

第4章 計画推進体制

第1節 推進体制	P66
第2節 計画の進行管理	P66

資料編

資料1 第四次郡山市食と農の基本計画策定に係る有識者懇談会	P67
-------------------------------	-----

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の目的

本市では、「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づき、2005(平成17)年3月に本市農業・農村に関する基本的な方向性を明らかにした「郡山市食と農の基本計画」を策定し、2015(平成27)年3月には、2011(平成23)年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故や社会情勢の変化を受け、第二次計画の策定を行いました。

2018(平成30)年には、農業者の高齢化やアグリテック[※]の普及など社会情勢の変化を受け、第三次計画を策定いたしました。

策定から3年が経過し、農業・農村を巡る情勢の変化はスピードがさらに加速し、農林業就業者数の減少、高齢化は著しく、生産基盤の脆弱化への打開策の一つとしての、農業デジタル変革(DX[※])の推進、頻発する自然災害への対応や将来における脱炭素社会の構築を見据えた気候変動対応など、社会・経済情勢の変化に対応できる農業経営の強化を進める必要があります。

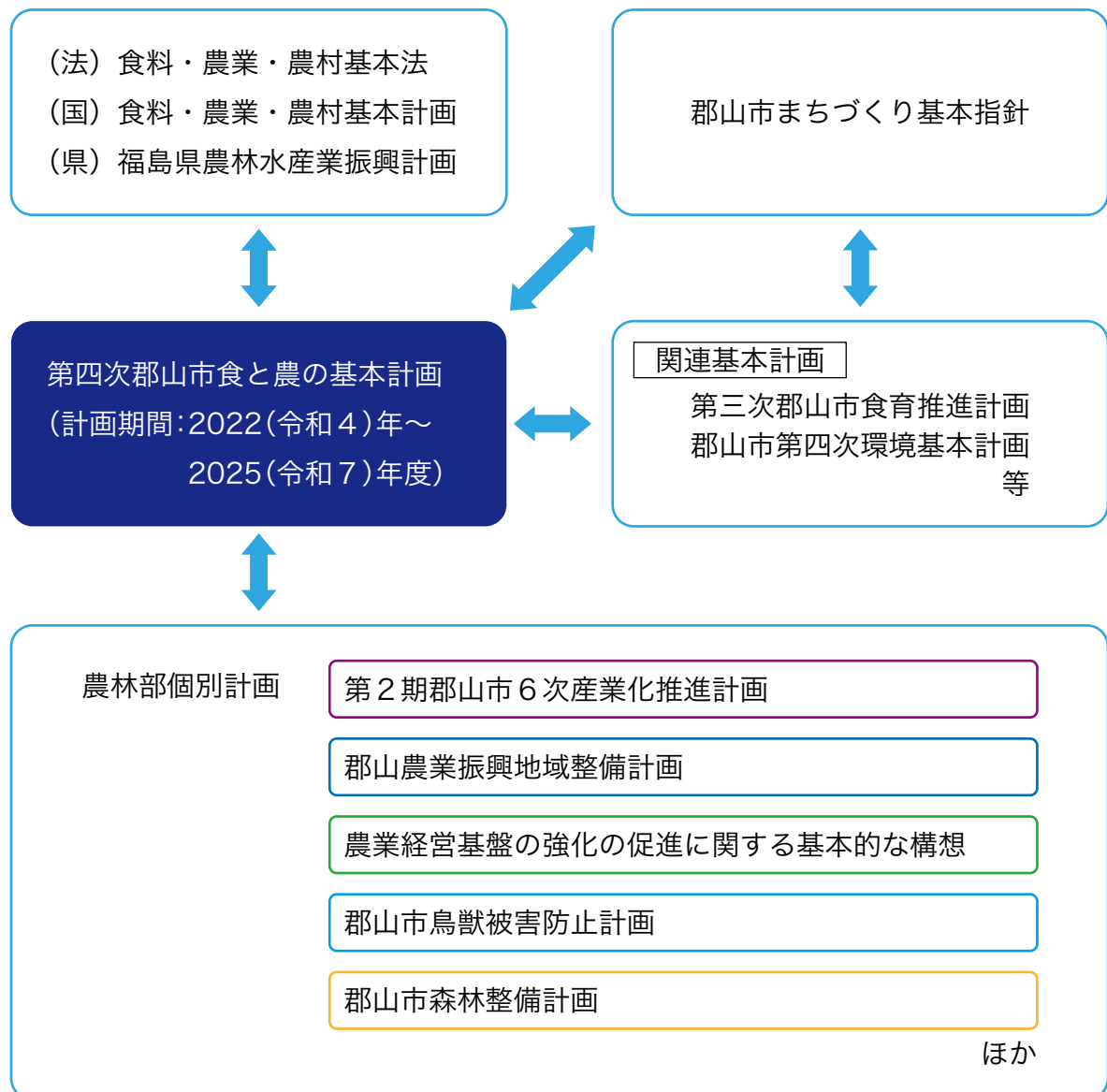
このような状況を踏まえ“農業が盛んで、市民の身近な産業となるまち”の実現を目指し、第四次郡山市食と農の基本計画を策定します。

※アグリテック：農業(Agriculture)と技術(Technology)を組み合わせた造語。人工知能(AI)、IoTやロボット等の技術を農業分野での活用を図るもの。

※D X：デジタルトランスフォーメーション。デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

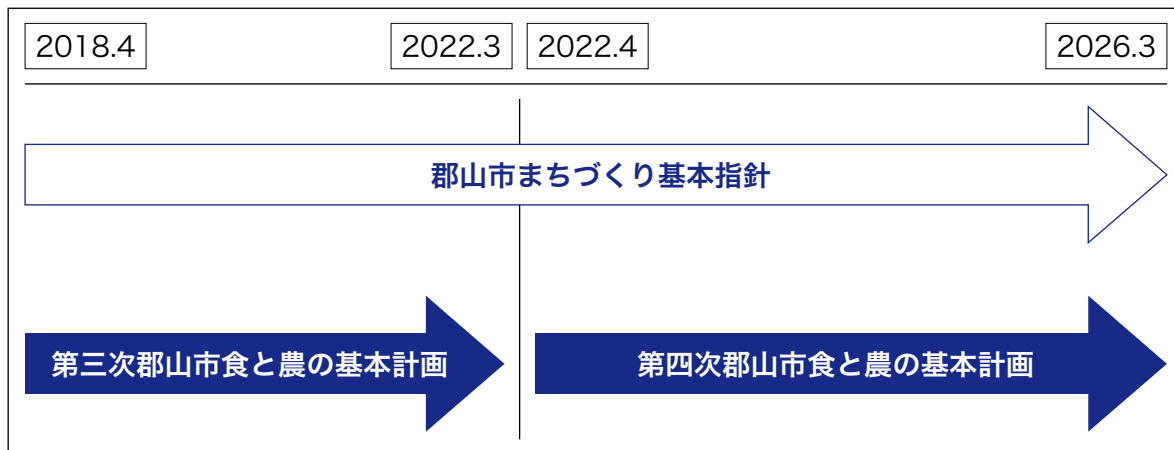
第2節 計画の位置づけ

本計画は、2020(令和2)年に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」を受けて策定し、実施にあたっては、上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」をはじめ、関連計画との整合性・調整を図るものとします。



第3節 計画の期間

本計画は、2022(令和4)年度を初年度とする4年間とし、「郡山市まちづくり基本指針」との整合を図り、2025(令和7)年度を目標とします。



第2章 計画策定に向けて

第1節 農林水産業の現状

(1) 国内外の人口とライフスタイルの変化

国内ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せ、特に地方では都市部よりもその影響が大きくなっております。さらに労働力(生産年齢人口)の減少は顕著であり、2050年までに2015年比で人口で約2割、生産年齢人口で約4割の減少が予想される一方、世界の人口は約3割の増加予測となっています。

また、単身世帯・共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化に伴い、食の外部化・簡便化志向が高まると考えられ、こうした需要に対応した生産活動を展開していくことが求められます。

(2) カロリーベースの食料自給率の低下と食生活の変化

米をはじめとする自給率の高い品目の消費量が減少する一方で、自給率の低い畜産物や油脂類の消費が増加したことで、カロリーベースの食料自給率は40 %を下回っています。国内生産で対応が困難なものの消費が増えるならば、今後もカロリーベースの食料自給率は低下すると見込まれます。

(3) 品目ごとの需要の変化

人口減少やライフスタイルの変化に伴い、品目ごとの需要も変化しており、今後は、こうした需要の変化に応じた生産を展開していくことが重要となっております。

- 畜産物では、肉やチーズの消費増、健康志向によるサラダチキンの需要増等が進展しており、今後も需要拡大の継続が見込まれます。
- 野菜・果実では、調理に手間のかかる根菜類等の需要が減少し、全体的にも需要の減少が見込まれますが、加工用やスーパー等との直接取引については需要の拡大が見込まれます。
- 麦・大豆では、全体の需要は減少が見込まれていますが、健康志向等による納豆・豆乳等の需要が増加しており、国産品に対する需要は拡大が見込まれています。
- 米は、共働き世帯の増加による食の簡便化志向や、糖質制限ブーム等の健康志向により、需要が減少しており、今後も需要減少が継続するものと見込まれます。
- 海外需要については、世界人口が2050年までに約3割増加すると予想されており、新興国の経済発展等で拡大が見込まれます。

(4) 労働力の確保

農業者の減少・高齢化や農地の減少が進行しておりますが、我が国全体で見ても人口減少、少子高齢化が進行しており、同様に労働力(生産年齢人口)も減少傾向の中、他産業との競合で、いかに農業分野の労働力を確保していくかが重要となっております。

また、需要に応じた生産活動を展開する上では、野菜・果実・畜産物等の生産やそれに向けた労働力の確保・労働生産性の向上を図る必要があります。機械化が進み比較的労働時間が短い、米・麦・大豆等についても、引き続き一定の労働力の確保が必要であります。

(5) 地方の人口減少

中山間地域の人口は全国の約1割となっておりますが、農家数、耕地面積、農業産出額ともに全国の約4割を占めており、農業の重要な分野を担っています。

人口減少は、農村の平地よりも中間地域、さらに山間地域になるほど顕著となり、特に山間地域においては、2045年には、2015年比で半減し、過半が65歳以上の高齢者になると見込まれております。

また、存続危惧集落は、2045年には4倍以上に増加し、これらの9割が中山間地域に所在する集落となっており、農業の生産基盤への影響が懸念されます。

さらに、農家を支援する地方自治体の農林水産分野の職員数も2004年から2019年の15年間で、都道府県では23.5%減、市町村では27%減と大きく減少しており、地域の農林水産業の支援・推進体制の弱体化も懸念されています。

これらの人口減少の影響を受けて、過疎地域集落では、空き家の増加、耕作放棄地^{*}の増大、働き口の減少などの問題が発生しています。

(出典：食料・農業・農村基本計画 2020年3月)

^{*}耕作放棄地：農林水産省の統計調査における区分であり、農業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。

第2節 本市農林水産業の現状

(1) 地域の特徴

本市は地域が広域なため、大きく準高冷地の西部、平坦地の中部、丘陵地帯の東部に分けられます。

各地区の特性としてはじめに、西部地区は、標高500m以上の準高冷地にあり、気候は冷涼で降雪量も多い地域です。経営形態は、水稻と野菜(布引高原大根をはじめ、キャベツ、トマト、キュウリ、サヤインゲン)、そば、畜産、菌茸等、気候を生かした複合経営を主体とする営農が行われています。

中部地区は、標高250m程度の平坦地で、中心市街地の近郊に位置し、安積疏水により水利条件に恵まれた地域です。経営形態は、都市化のため兼業農家がほとんどで、県営・団体営等の事業により全体面積の約70%がほ場整備された水稻単作地帯です。一部の農家では水稻と施設野菜(トマト、キュウリ)、果樹、畜産等の複合経営が行われています。

東部地区は、阿武隈川東岸から阿武隈山系に広がる標高200mから480mの起伏の多い丘陵地帯で、田、畑、山林、原野が入り組み、耕地が分散して経営規模が小さく水利条件が悪条件であったことから、国営郡山東部地区総合農地開発事業等により農地と農業用排水路等が整備されました。水稻、野菜、果樹、花木等が栽培されており、経営形態は、畜産と水稻、葉たばこ水稻等の複合経営が行われていましたが、高齢化等により担い手の減少が著しくなっています。



湖南町横沢地区のそば畑

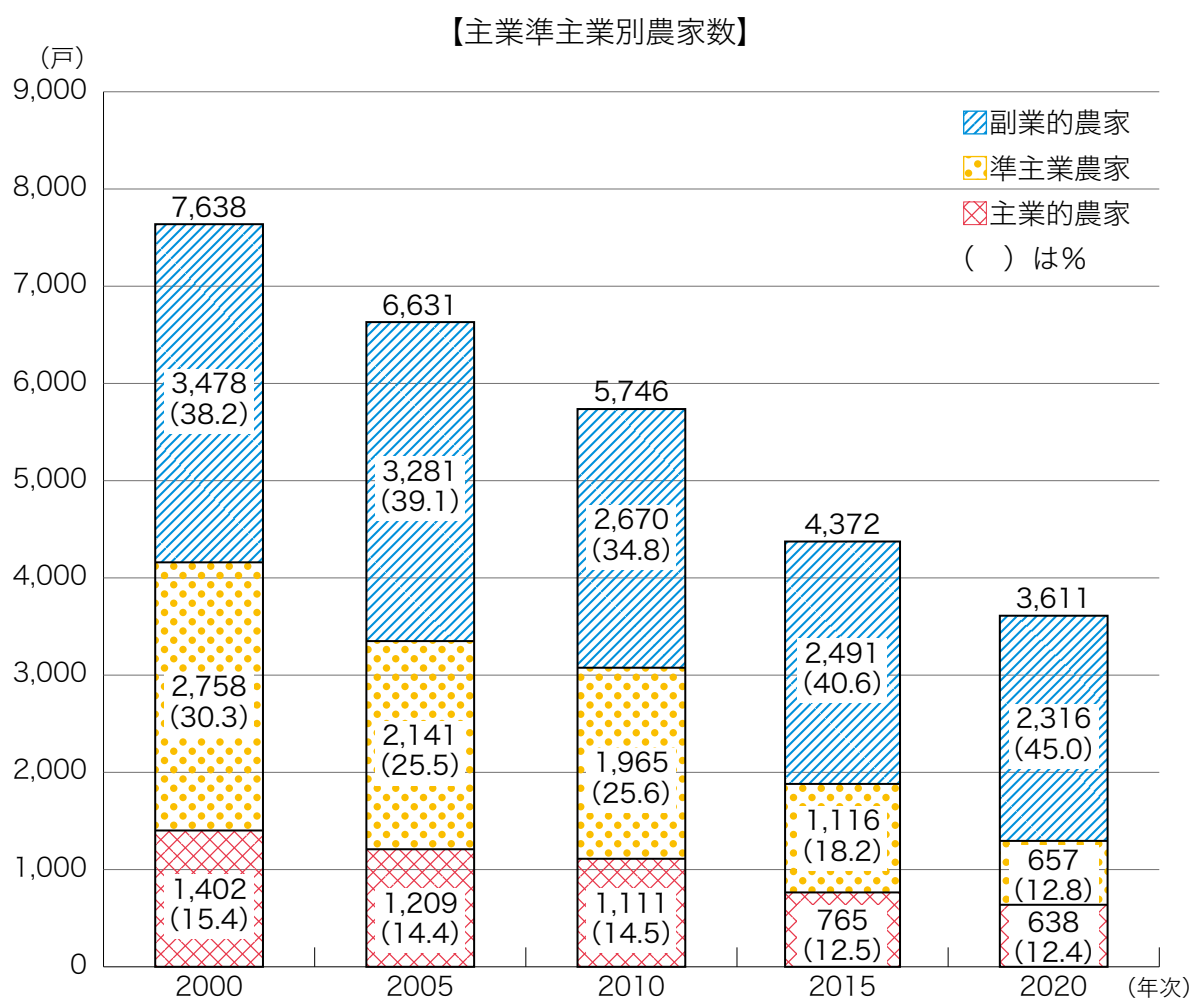
(2) 担い手

農家数は減少傾向で副業的農家の割合が高く、認定農業者*数のうち法人経営体が5年間で約2倍に増加しました。

本市の農家数は年々減少しており、2020年農林業センサスの主業農家*は638戸(12.4%)、準主業農家*は657戸(12.8%)、副業的農家*は2,316戸(45.0%)で副業的農家の割合が高くなっています。

また、基幹的農業従事者の高齢化が進行し、経営主の平均年齢は67.07歳となっています。

中核的担い手である認定農業者数は、2020(令和2)年では500経営体であり、うち法人は42経営体と2015(平成27)年の22経営体に比べ1.90倍と大きく増加しています。



(出典：世界農林業センサス及び農林業センサス)

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「構想」という。)に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村に認定された農業者。

※主業農家：農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

※準主業農家：農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

※副業的農家：調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

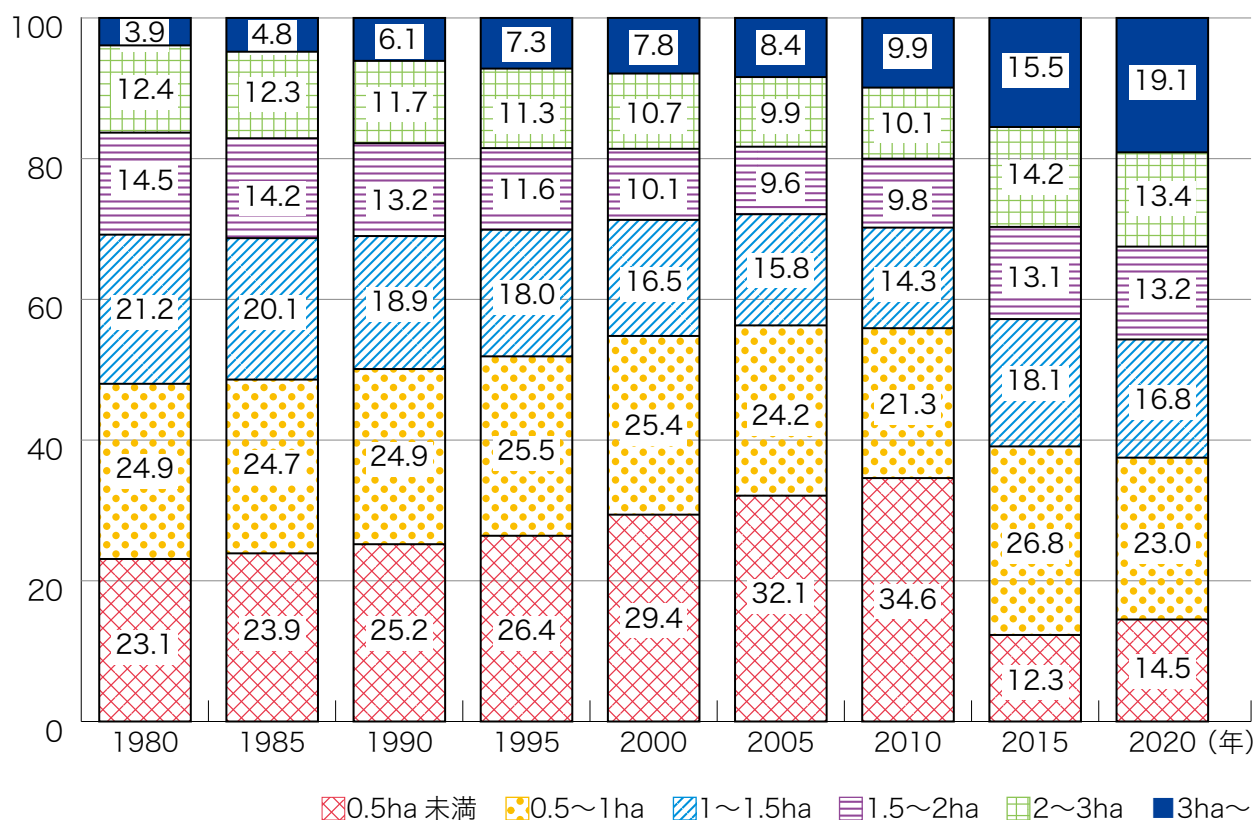
(3) 経営耕地

農地集積が進み、販売農家^{*}一戸当りの経営面積が5年前に比べ約30a増加しました。

本市の農業経営耕地面積は、2020(令和2)年現在で9,097ha、1戸当りの販売農家の経営面積は234aと2015(平成27)の202aに比べ約30a増加しました。経営耕地規模別に農家をみると、3ha以上の規模の農家戸数の割合が2020(令和2)年では約20%を占め、また、0.5ha未満の規模の農家戸数は2010年を境に大きく減少しております。全体としては規模拡大の傾向が見られますが、農業従事者の高齢化や社会情勢の変化に伴い、小規模になるに従い離農する傾向が高く、それに伴い、中山間地域などの条件不利地で耕作放棄地が発生しており、地域農業の基盤となる農地を良好な状態に保つための対策を講じる必要があります。

【経営耕地規模別農家割合】

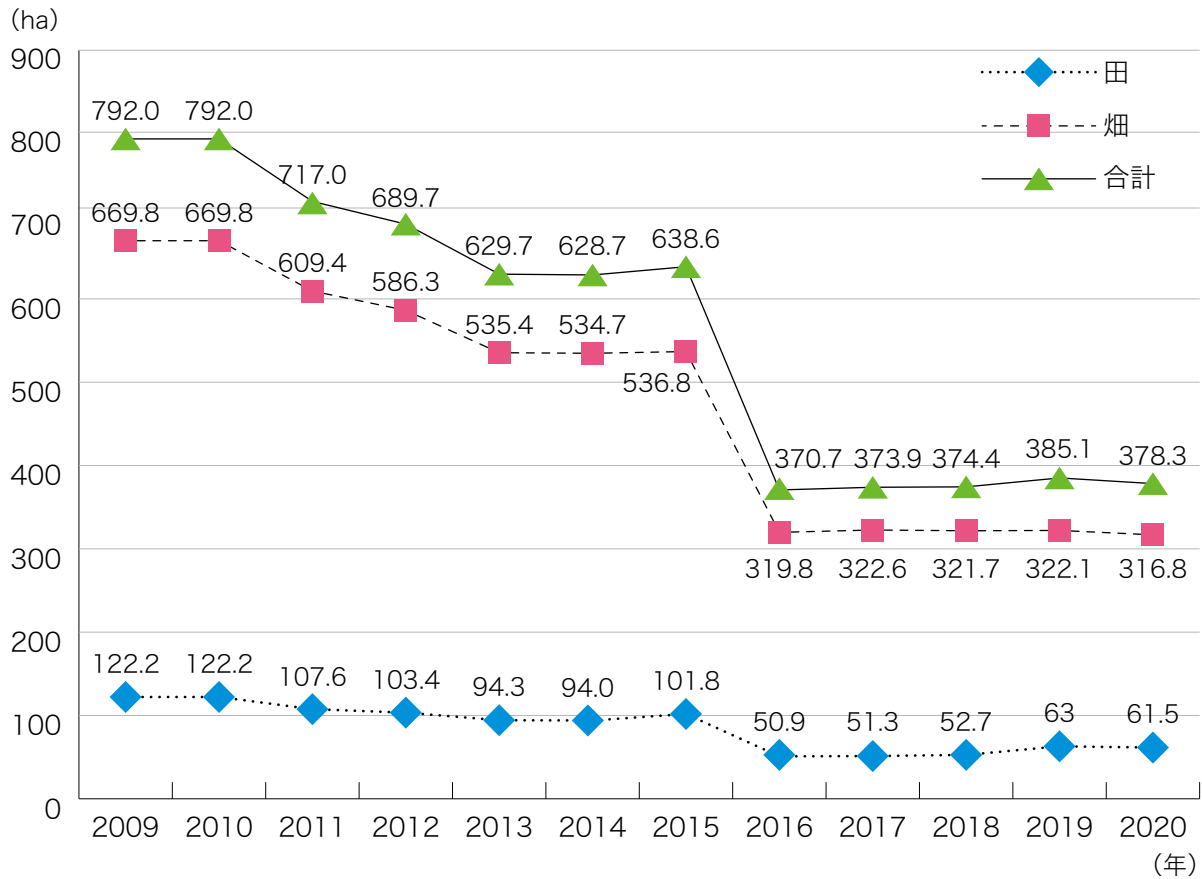
(単位：％)



(出典：世界農林業センサス及び農林業センサス)

※販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

郡山市の耕作放棄地面積



※2009年より耕作放棄地全体調査開始(2012年より荒廃農地調査に変更)。2010年は調査未実施。

※本グラフの数値は、荒廃農地調査に基づく荒廃農地A分類(1号遊休農地と同定義)の数値である。

※2016年は、農業委員会で行った利用状況調査等に伴い、農地の再生や非農地判断の確認が行われたため、大幅に耕作放棄地の面積が減少した。

(出典：郡山市農業委員会、郡山市農業政策課調べ)

(4) 農業産出額

水稻の生産が盛んで、産出額の約5割を占めています。

農業産出額は、179億円のうち水稻が54.7%、野菜が26.5%、畜産が11.9%となっています。

基幹作物である水稻については、2018(平成30)年産米から行政による生産数量目標の配分を行わず、各産地において、生産者自らが需要に応じた生産を行うなど約50年続いた米政策は大きな転換を迎えております。このため、カントリーエレベーター*やライスセンター*を核とした生産の組織化や、ほ場整備を契機に新たな農業生産システムが構築されており、今後も担い手等への集積によるコスト低減や高性能農業機械やDX等の先端技術の導入により、農業生産性の向上が求められています。

東部の畑作地帯や生産調整水田においては、野菜・花き等の園芸作物の施設化を推進しておりますが、地域の特性を活かし安定した農業経営の確立と、担い手の減少及び高齢化対策のため省力化が可能な品目の推進が求められています。

品目別	(2020年度)	
	作付面積(ha) 飼養頭数(頭)	農業産出額*(千万円)
水 稻*	7,111	985
大 豆*	72	6
そ ば*	160	2
野 菜*	432	477
果 樹*	92	72
花 き*	18	16
乳用牛*	810頭	68
肉用牛*	5,513頭	143

※作付面積(水稻(主食用米)): 郡山市農業政策課調べ。

※作付面積・飼養頭数(水稻・果樹・花き以外): 2020年農林業センサス。

※作付面積(果樹・花き): 令和3年度福島県普及指導計画。

※農業産出額: 令和元(2019)年市町村別農業産出額(農林水産省)。

※カントリーエレベーター: 穀物の乾燥・貯蔵・調製のための施設。貯蔵用のサイロを伴う。日本では、米を自動的に乾燥・貯蔵し、必要に応じて玄米とし、さらに精白して袋詰めなどを行う施設をいう。

※ラ イ ス セ ン タ ー: 米を乾燥、調製する施設で、粳(原料)を玄米(製品)にし出荷する。

(5) 流通

古くから直売活動が盛んで、地産地消[※]への市民の関心も高い傾向にあります。

本市では、生産者と消費者が交流し、「顔の見える関係」の中で、新鮮で安全・安心な農産物を売り買いする朝市等は古くから活発に行われてきました。

2020(令和2)年現在、市内農産物直売所(朝市等含む)は15か所開設されております。

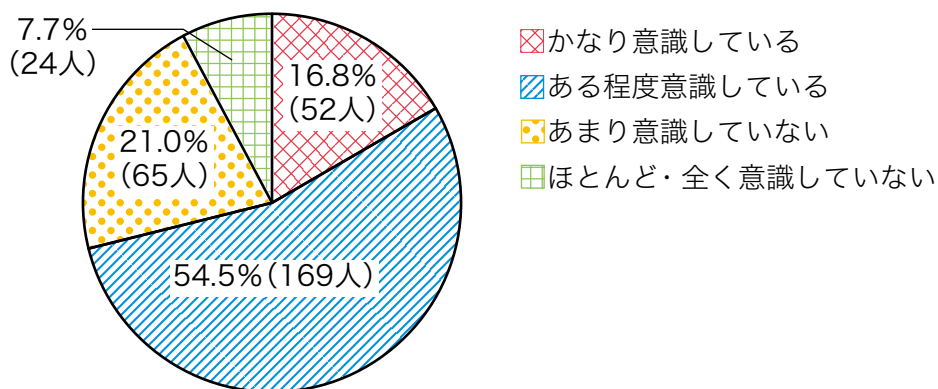


直売による生産者と消費者の交流

また、令和2年度まちづくりネットモニターの第9回調査結果によると、地元商品を購入した地産地消の実践について、回答者の16.8%が「かなり意識している」、54.5%が「ある程度意識している」と回答し全体の7割を超えていました。消費者庁調査では5割程度であることから、全国に比べ地元産品を購入して地産地消を実践している方が多い傾向にあります。

問15 地元商品を購入して地産地消[※]を実践するよう意識していますか？
(1つ選択)

(回答者：310人)

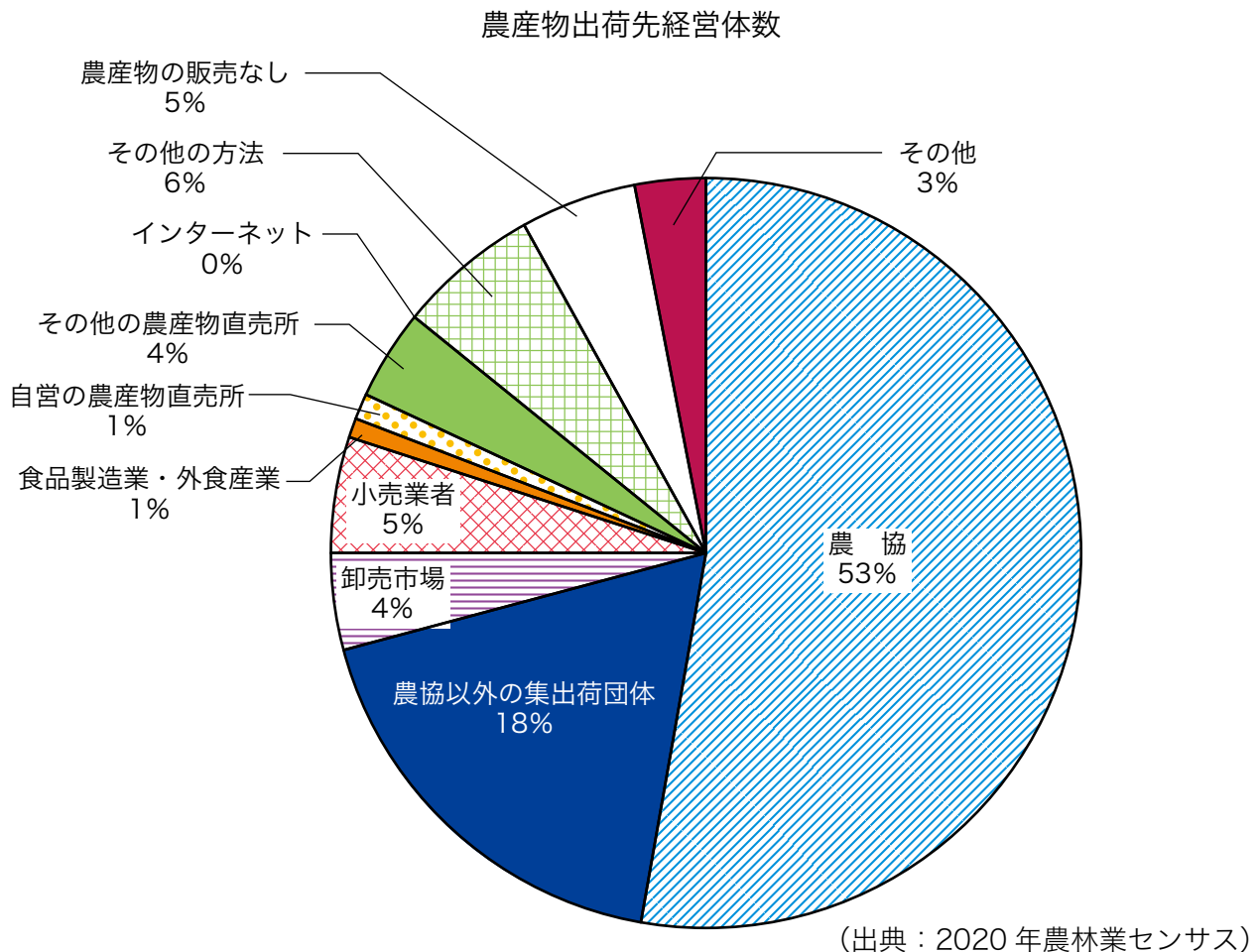


(出典：令和2年度まちづくりネットモニター「第9回調査結果食品ロスについて」)

※地産地消：地域で生産されたものをその地域で消費すること。

また、県中地区の食と花の流通拠点として、2002(平成14)年に郡山市総合地方卸売市場(以下「卸売市場」という。)を開設いたしました。人口減少や少子高齢化の進展、生活様式や消費者ニーズの多様化、農産物直売所の普及やネット販売による流通構造の変化等による取引高の減少等、その取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような背景の中、DX化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新しい生活様式」への対応等を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における「新たな流通様式」を活用する市場経営の実現のため、2021年3月に郡山市総合地方卸売市場経営戦略を策定しました。



(6) 農村機能と地域資源の維持・保全

農地の保全に対して関心の高い市民が多い傾向にあります。

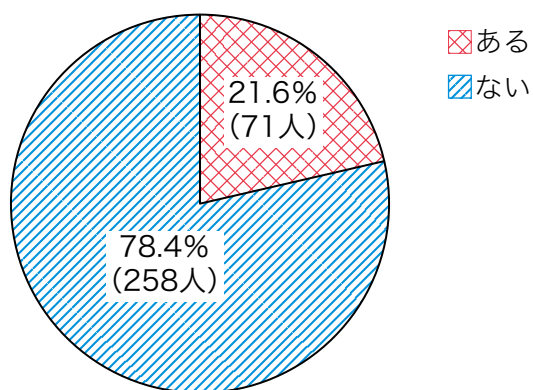
農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつあります。また、特に過疎化が著しい中山間地域では、農地や里山の荒廃が懸念されています。

森林資源を含む豊かな地域資源活用を図るため、本市では、農村の自然、生活、文化にふれながら農業、農村への理解と関心を高めてもらうことを目的とした都市と農村交流促進事業や、農作物を育て収穫する農業体験等を実施しています。

令和2年度まちづくりネットモニター第3回調査「第三次郡山市食育推進計画について」の調査結果によると、回答者の21.6 %が収穫体験やグリーンツーリズム*などの農林業体験を経験したことがあり、また、令和2年度まちづくりネットモニター第8回調査「郡山市緑の基本計画について」の調査結果から、市民が求める緑に関する取り組みとして、農地の保全・農業従事者への支援などが回答者の4割を超えており、市民の緑の保全に対する関心の高さがうかがえます。

問29 今までに収穫体験やグリーンツーリズム*などの農林漁業体験を経験したことがありますか？（1つ選択）

（回答者：329人）

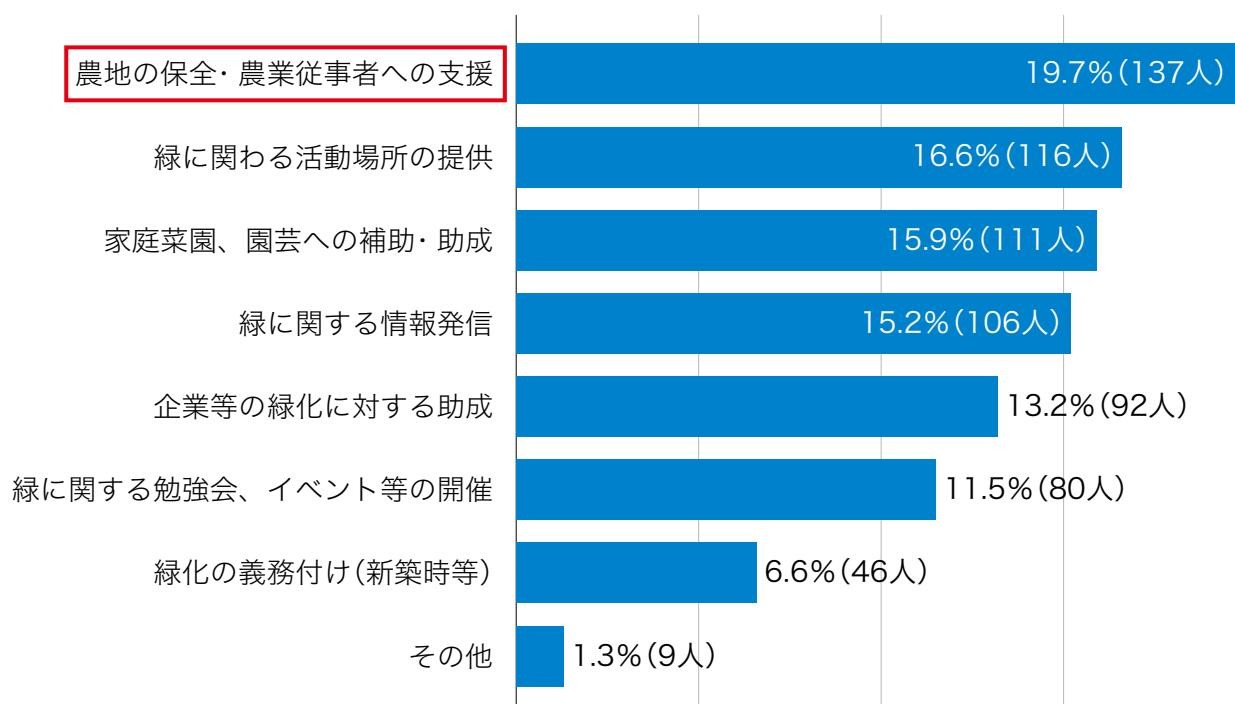


（出典：令和2年度まちづくりネットモニター「第3回調査結果第三次郡山市食育推進計画について」）

※グリーンツーリズム：農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

問18 あなたは、市民等への支援等として、郡山市にどのような緑に関する取り組みを望みますか？（3つまで選択可）

（回答者：315人）



（出典：令和2年度まちづくりネットモニター第8回調査「郡山市緑の基本計画について」）



(7) 原子力災害からの復興に向けた取り組み

農地や農業用ため池の除染等は完了しましたが、今後とも継続した農林水産物検査や安全性のPRが求められています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(以下「震災」という。)とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。)により、農業用施設等の破損や放射性物質による農用地汚染、農畜産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が起こるなど本市の農業生産に大きな影響を及ぼしました。

原発事故による放射性物質の影響を軽減するため、田、畑、樹園地、牧草地において、除染を実施しました。また、放射性セシウムの吸収抑制対策のため、水田、牧草地等にカリ肥料の散布を行うための費用を助成するなど、安全な農産物が生産されるよう対策を図りました。

農業用ため池では、落水時の堤体や取水施設の点検、土砂上げ等の日常管理や、周辺住環境への影響の懸念等から放射性物質を含んだ池底土壌等の除去に取り組みしました。

また原発事故以降、県による農産物の緊急時モニタリング検査が行われ、検査の結果放射性物質の基準値を超えた農産物については、出荷制限等の措置などが講じられたほか、出荷団体等の協力のもと、本市やJA等による自主検査体制が構築されました。

また、米については平成24年産から全量全袋検査を行い、安全性の確認がとれたことから、本市産米は令和2年産から県が行う旧市町村ごとの「モニタリング検査」に移行いたしました。



令和元年産米まで実施していた全量全袋検査

また、県産木材については、県において、製材品の表面放射線量を定期的に測定し、安全性を確認しています。

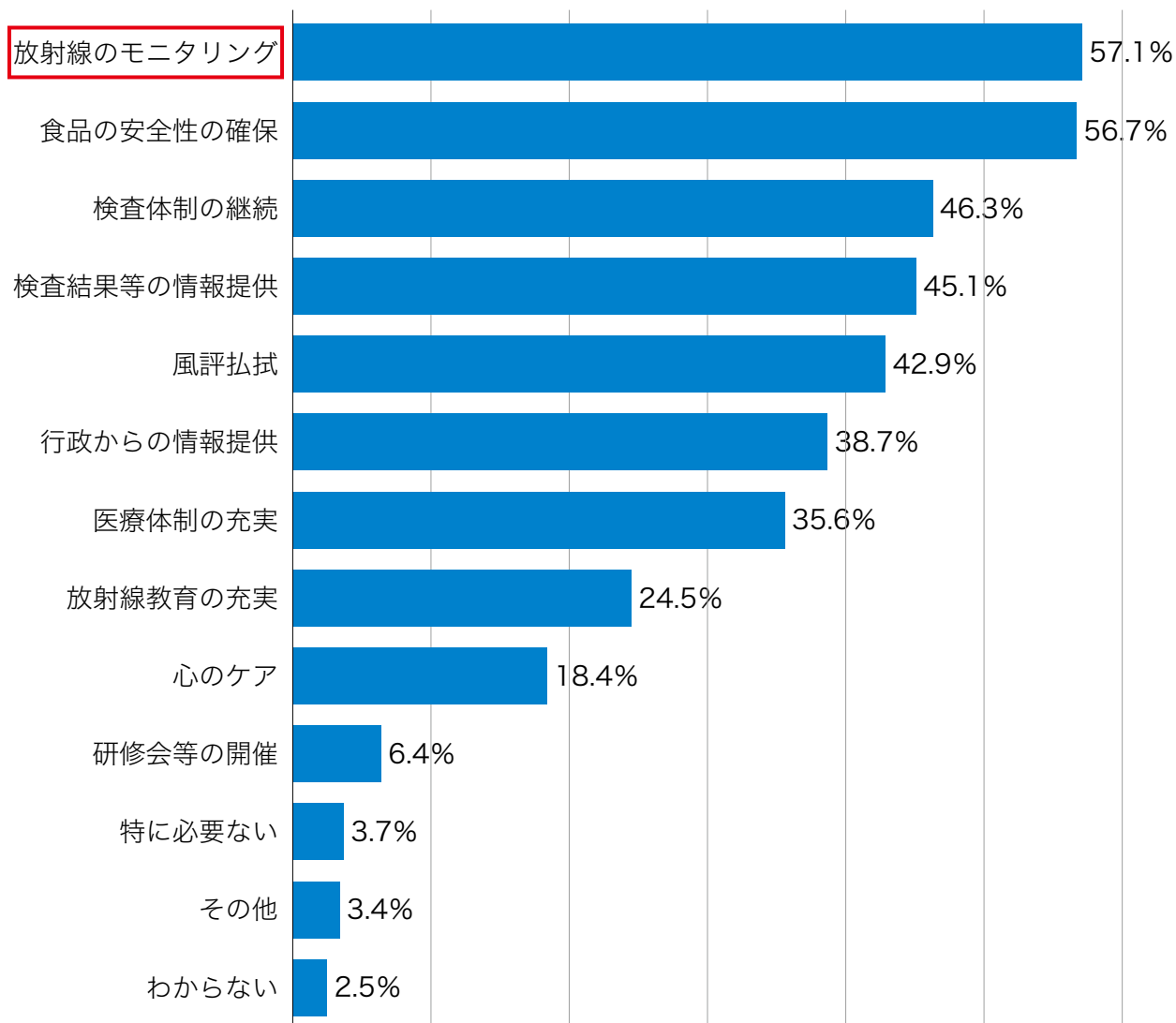
林産物では山菜や野生きのこで長らく出荷制限がかかっておりましたが、令和3年から野生のまつたけで非破壊式検査機で検査を行い、スクリーニングレベルを下回ったものは検査済証が発行され出荷が認められるなど明るい兆しもみられます。

現在、本市の主要農産物である米をはじめとした穀物、野菜、果樹、肉用牛についてはモニタリング検査を行い、基準値を超える農産物が出荷・販売されない体制が確立されています。

また、本市の卸売市場や常設の直売所においても、取り扱う農林水産物の放射性物質検査を実施し、流通する農林水産物の安全性の確保に努めています。しかしながら、農産物の販売は原発事故前の状態に未だに回復しておらず、安全性の継続したPRをしていく必要があります。

問16 今後、放射線に対する不安を解消するために、郡山市ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？（複数選択可）

（回答者：326 人）



（出典：令和元年度まちづくりネットモニター第8回調査「放射線健康管理について」）

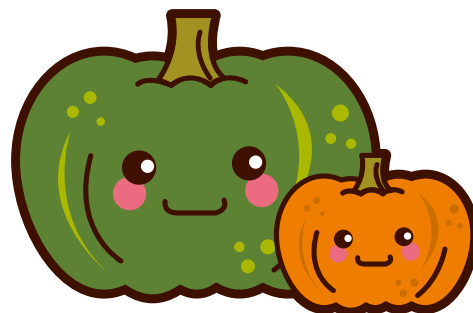
第3節 本市農林水産業の課題

～現行計画（第三次郡山市食と農の基本計画）の検証より～

2018(平成30)年3月に、第二次計画策定以降の農業・農村を巡る情勢の変化や、農業者の高齢化や担い手不足、食の安全・安心への関心の高まり、そして、急速に変化する社会・経済情勢の変化に対応できる農業経営の強化を進めるため第三次計画の策定を行いました。

第三次計画では、“強い農林水産業で 持続的に発展する 活気と魅力あふれるまち”の実現を目指し、

- (1) 消費者の需要に応える食料の安定供給と消費拡大の推進
 - (2) 戦略的生産基盤の形成
 - (3) 活力にあふれた豊かな農業・農村
 - (4) 安全・安心な農産物の信頼性の確保
 - (5) 新たな展開で拓く農林水産業の創造
- の5つの基本目標を掲げ施策を推進しました。



(1) 消費者の需要に応える食料の安定供給と消費拡大の推進

主食用米の作付面積は関係機関での非主食用米への取り組み推進により計画時より大幅に抑制することができ、飼料用米、加工用米ともに計画時より面積が増加となりました。

学校給食での郡山産米「あさか舞」利用率は100%を維持するとともに、市産野菜の利用率も目標値には届かなかったものの、継続した利用が図られましたが、依然として低い状況にあり、学校栄養士への情報提供をはじめとした関係者での協議が必要となっています。

また、卸売市場における地元産農産物の取扱数量は流通形態の変化等により減少傾向であり、今後検討が必要となっています。

国の交付金制度等を活用し、エコファーマー^{*}から特別栽培^{*}や有機栽培^{*}へ取り組む生産者が増加しましたが、環境保全型農業への取り組みを促進するため、今後とも継続した支援が必要です。

第三次計画評価と検証（一覧）

項目	計画時	目標 2021 (令和3)年	現況 2020 (令和2)年	進捗 状況	評価	課題・今後の対応
主食用米作付 面積(ha)	7,307	7,022	7,111	B	非主食用米への取り組み推進により、主食用米への転換を計画時より、196ha抑制することができた。	米の需要減少や需要構造等の変化に対応するため、業務用米や銘柄別生産及び販売戦略、飼料用米等の非主食用米の作付拡大等、関係機関及び団体と連携して推進する。
飼料用米作付 面積(ha)	143	508	229	C	令和2年から飼料用米の推進方法が多収品種から複数年契約へと変更となったことで、取り組みが計画どおり増加しなかった。	複数年契約の取り組みを主体とする飼料用米への取り組み推進を集荷業者等の認定方針作成者と連携して推進する。
加工用米作付 面積(ha)	1	8	41	A	複数年契約への取り組み増により、計画時より40haの増加となった。	実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応した取り組み推進を集荷業者等の認定方針作成者と連携して推進する。

※進捗状況 凡例 A：目標達成(達成率100%以上) B：5割以上達成(達成率50～99%)
C：5割未満達成(1～49%) D：マイナス傾向(0%以下)

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称名。

※特別栽培：その農産物が生産される地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培すること。

※有機栽培：農地の自然循環機能の維持増進を図り、化学農薬、化学肥料に頼らずに栽培すること。

第三次計画評価と検証（一覧）

項目	計画時	目標 2021 (令和3)年	現況 2020 (令和2)年	進捗 状況	評価	課題・今後の対応
学校給食での「あさか舞」の利用率(%)	100	100	100	A	JA福島さくらと連携し安定供給ができた。	今後とも、「あさか舞」の安定した納入と給食での提供について継続したい。
学校給食での「市産野菜」の利用率(%)	14	24	14	D	地場産農産物の安定供給が課題である。	学校栄養士への情報提供及び安定供給に向けた取り組みが必要である。
卸売市場における地元産農産物の取扱数量(t)	1,499	1,541	1,410	D	流通形態の変化等により取扱数量が減少している。	産地市場としての地元の特長ある商品や付加価値の高い商品の集荷を拡大する必要がある。
エコファーマー認定者数(経営体)	285	300	252	D	特別栽培、有機栽培に取り組む生産者が増加したこと、農家人口の減少により、認定者数は横ばい傾向にある。	環境保全型農業への取り組みを推進するため、継続して実施する。なお、エコファーマーから特別栽培、有機栽培生産に移行する生産者もいることから、目標設定については再考する必要がある。
特別栽培農産物生産者数(経営体)	41	50	43	C	目標達成には至らなかったが、エコファーマーから特別栽培への移行により増加傾向にある。	環境保全型農業への取り組みを推進するため、継続して実施する。
有機栽培農産物生産者数(経営体)	9	10	11	A	国の交付金制度等を活用し、目標値を達成することが出来た。	環境保全型農業への取り組みを推進するため、継続して実施する。

※進捗状況 凡例 A：目標達成(達成率100%以上) B：5割以上達成(達成率50～99%)

C：5割未満達(1～49%) D：マイナス傾向(0%以下)

(2) 戦略的生産基盤の形成

認定農業者数は、高齢化等による再認定を受けない農家の増加により、減少傾向にあります。新規就農者数は、おおむね目標値に達しておりますが、担い手不足は深刻な状況であり、今後とも新規就農者の掘り起こしや相談体制の充実を図るとともに、担い手への農地集積率は約35%にとどまることから、農地の効率的な活用や人・農地プラン*の策定などの推進を図る必要があります。また、農業法人数は目標値をほぼ達成していますが、今後も継続した法人化への支援が必要となっています。

園芸作物栽培の施設化は国県事業や市単独事業により計画的に推進しましたが、生産性の高い農業の確立に向け、引き続き支援が必要です。

第三次計画評価と検証（一覧）

項目	計画時	目標 2021 (令和3)年	現況 2020 (令和2)年	進捗 状況	評価	課題・今後の対応
認定農業者数 (経営体)	583	630	542	D	高齢化等による再認定を受けない農家の増加により、認定農業者数は減少傾向にある。	引き続き関係機関と連携し、認定農業者の確保に努める。
農業法人数(法人)	28	49	60	A	目標を達成している。	法人係設置、法人連絡会の発足等、事業を継続する。
新規就農者数 (累計認定就農者)(人)	73	120	104	B	年次目標を概ね達成することができた。	新規就農者の確保に向け、今後とも継続し事業を実施する。
人・農地プラン策定数(地区)	26	85	53	C	新型コロナウイルス感染拡大により、地区説明会の開催が困難となり、新規作成地区への誘導が例年と比較しやや困難な状況となった。	実質化された人・農地プランが作成されていることが各種補助事業の採択要件となっていることが多いため、未作成地区については今後も継続して作成を働きかけていく。
ほ場整備率(%)	63.4	64.6	64.6	A	県営ほ場整備事業【堀之内地区】【前田沢地区】事業完了。	新規ほ場整備要望地区における事業実施に向けた指導・支援を継続して実施する。
担い手への農地集積率(%)	32.5	55	35.8	C	年次目標を達成することができなかった。	担い手への集積率向上に向け、事業を継続する。
園芸施設設置面積(m ²)	781,000	824,000	835,000	A	品目・地域差はあるものの、計画に基づいた整備が進んでいる。	園芸産地の確立及び強化を図るため、継続して取り組みを推進する。

※進捗状況 凡例 A：目標達成(達成率100%以上) B：5割以上達成(達成率50～99%)

C：5割未満達成(1～49%) D：マイナス傾向(0%以下)

※人・農地プラン：その地域の農業事情に応じ、持続可能な力強い農業を実現するため、基本となる人と農地の問題を一体的に解決するため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行って作成する計画。

(3) 活力にあふれた豊かな農業・農村

多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業などで取り組み団体が増えており、荒廃農地の発生防止及び多面的機能の維持保全に向けて取り組みが行われています。

また、民有林における間伐整備は、目標値まで達成することはできませんでしたが、山林の広域的機能の発揮のため森林の適正管理は欠かせないため、今後とも国県と連携した支援が必要となっています。

有害鳥獣は増加傾向にあり、電気柵^{*}の設置支援や捕獲活動の実施など今後とも対策が必要です。

農産物直売所は、農業者の高齢化とともに会員の高齢化も進んでおり、また、活動休止の団体への支援が今後の課題となっております。農商工観連携により創出された商品数は目標を超える数が発売されましたが、引き続き連携体制を強化しつつ商品開発の推進が必要となっています。

第三次計画評価と検証（一覧）

項目	計画時	目標 2021 (令和3)年	現況 2020 (令和2)年	進捗 状況	評価	課題・今後の対応
電気柵設置 総延長(km) (2013年度～)	259	350	590	A	計画以上の電気柵を整備し、有害鳥獣の被害防止対策を実施した。	有害鳥獣は増加傾向であり、今後も継続して事業を継続する。
民有林における年間の間伐実施面積(ha)	232	302	220 (R2.3.31)	D	目標達成に至らなかったが、引き続き事業の推進を図る必要がある。	国県と連携しながら事業を継続する。
農業体験参加者数(人)	802	900	355	D	一部事業の廃止及び新型コロナウイルス感染拡大により事業の中止が重なり、参加者数が大幅に減少した。	高齢化等の理由により、実施機関の会員数が年々減少傾向にあり、担い手の確保が課題である。
農産物直売所数(か所)	15	20	15	D	直売所活動により、農業者と消費者交流の促進が図られた。	直売所の会員の高齢化及び活動休止の団体もあり、今後の支援が課題となる。
農商工観連携により創出された商品累計(件)	3	9	11	A	目標を超える件数の商品が発売された。	引き続き連携体制を強化しつつ商品開発を推進していく。
郡山市内農産物直売所売上額(億円)	20	30	25	B	活動休止中の朝市団体の復活と、朝市及び直売所の「認知度」のアップが課題である。	市WEBサイトの充実を図ると共に、引き続き「広報こおりやま」等での告知を継続して行う。

※進捗状況 凡例 A：目標達成(達成率100%以上) B：5割以上達成(達成率50～99%)
C：5割未満達成(1～49%) D：マイナス傾向(0%以下)

※電気柵：動物が触れた際に、弱い電気ショックを与える機能がある柵のこと。

(4) 安全・安心な農産物の信頼性の確保

農地の除染は2017(平成29)年度に完了するとともに、農業用ため池放射性物質対策事業は2021(令和3)年度完了となりました。

米の全量全袋検査は、2012(平成24)年産以降継続し実施していましたが、2015(平成27)年産以降、通算5年間基準値超過が無いことから、本市産米は2020(令和2)年産から県が行う旧市町村ごとの「モニタリング検査」に移行いたしました。

放射性物質モニタリング検査数は検出下限値を超える農作物がほぼない状況であり、自主検査数は計画策定時の約8%となっています。

このような、安全確保のための取り組み等についての情報発信等を行ってきましたが、依然として放射性物質汚染の風評が完全には払しょくされたとは言えない状況にあります。

第三次計画評価と検証（一覧）

項目	計画時	目標 2021 (令和3)年	現況 2020 (令和2)年	進捗 状況	評価	課題・今後の対応
園芸振興センターで行う放射性物質自主検査数(検体数)	635	70	52	A	安全性が確認されたことから依頼件数が減少した。	今後も減少が見込まれる。

※進捗状況 凡例 A：目標達成(達成率100%以上) B：5割以上達成(達成率50～99%)
C：5割未満達成(1～49%) D：マイナス傾向(0%以下)



(5) 新たな展開で拓く農林水産業の創造

新型コロナウイルスの影響により、イベント等の開催がない中で、SNS^{*}やインターネットを通じた本市農林水産物の魅力発信を行うとともに、ICT^{*}を活用した病虫害発生予察情報システムの検証など、アグリテックの推進が図られましたが、農業のDX化に向けて、更なる取り組みが求められております。

また、産・学・官・福・士・医の連携取り組みとしては、障がい者を農業就労の機会につなぐモデル事業や市内スーパー・飲食店87店舗で“旬の鯉”が楽しめる鯉食キャンペーンの実施、農商工連携による商品開発、さらには東京農工大学による市内小学生を対象としたスーパーアグリサイエンススクールの実施など各種事業が行われましたが今後とも積極的な取り組みが必要であります。

※ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス。人と人との繋がりを促進・サポートするコミュニティ型サービスのこと。

※ ICT：Information Communication Technology の略。情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

第4節 本市農業独自の動き

(1) 学術連携

ア 国立大学法人福島大学



農学実践型教育プログラム

福島大学と本市は、2013(平成25)年11月に福島大学経済経営学類・大学院経済学研究科と連携協定を、2019(平成31)年4月に福島大学食農学類と連携協力に関する覚書を締結しました。

過去には地域農業のリーダー育成を目的として本市農業関係者を福島大学大学院へ派遣、2013(平成25)年度から公開授業を開催、2019(平成31)年度からは学生と教員により地域農業の課題解決を目指す農学実践型教育プログラムを実施し、本市における農業、食品産業等の発展及び振興を目指しています。

イ 国立大学法人東京農工大学



2021年サイエンススクール（郡山市立西田学園）

東京農工大学大学院農学研究院と本市は、本市の農林水産業の振興や環境に配慮した地域活性化を目指し、同校が本市の農林水産資源及び教育施設を活用した研究を通し、人材の育成などに寄与する連携協定を2017(平成29)年1月に締結しました。

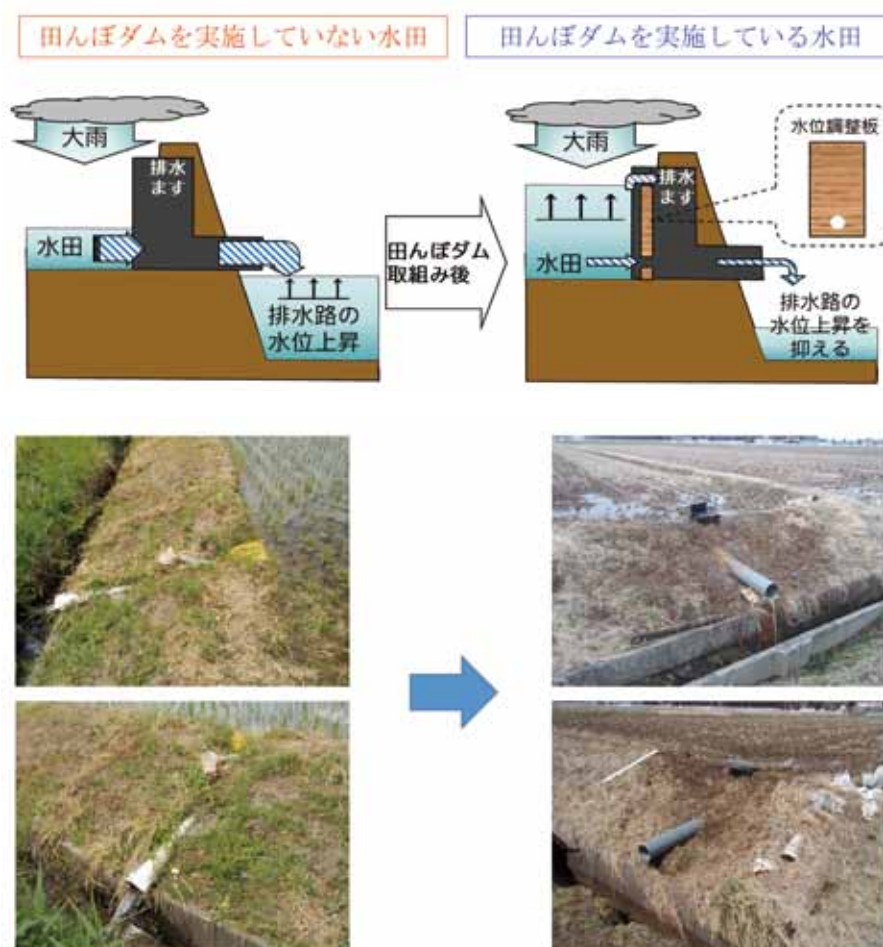
2017(平成29)年度から、市内小学生を対象としたスーパーアグリサイエンススクールの開催や東南アジア等の留学生に冬のこおりやまで雪遊びやもちつきを体験しながら農家民宿に宿泊し、地域住民との交流を図る事業を実施してきました。また、2019(令和元)年度からは旧根木屋小学校に植物工場等の出張研究室の開設を行っているところです。さらに2022(令和4)年度からは、地域の課題を解決するため共同研究事業を創設し連携事業の拡充を図っているところです。

ウ 日本大学工学部

日本大学工学部と本市は、近年、増加傾向にある集中豪雨に備え、上流域の水田において一時的に雨水を貯留する「田んぼダム※」の効果を検証するなど、水田の多面的機能の実証事業を通じ、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与することを目指し、地域社会の安全・安心の向上を目的とし2017(平成29)年8月に連携協定を締結いたしました。また、同年度から、水田の多面的機能実証事業を実施し、田んぼダムの効果確認などを行っています。

なお、本件事業については、2020(令和2)年2月に新たに締結した日本大学工学部との包括連携協定のもと、継続して連携を図ってまいります。

田んぼダム概要



※田んぼダム：田んぼが持っている貯水機能を活用し、大雨が降った時、一時的に田んぼに雨水を貯めることで、排水路や河川の水位が急激に上昇するのを抑える仕組み。田んぼの排水口の流量を絞ることによって大雨のピーク時の流量を減らすことができる。

(2) 果樹農業6次産業化プロジェクト



ふくしまワイナリーフェス

公益財団法人三菱商事復興支援財団と本市は、東日本大震災以降、急速に減速した本市を含む福島県果樹農業の復興に向け、果樹の生産から加工、販売を一連のものとして運営する新たな事業モデルの構築を目指し、2015(平成27)年2月に連携協定を締結しました。

この協定に基づき公益財団法人三菱商事復興支援財団は、2015(平成27)年10月に市内逢瀬町に「ふくしま逢瀬ワイナリー」を建設し、市内・県内の桃・

梨・りんごを使ったリキュール類やワインの製造に取り組んでいます。将来は福島県産の果実酒やワインがブランドとなり、観光を含めた地場産業の振興につながるものと期待されています。

2018(平成30)年からは「ふくしまワイナリーフェス」として地域が一体となったイベントを開催し、郡山産ワインの認知度を高めるとともに市内外に本市の魅力を発信しています。



ワイナリーのコンセプトやプロジェクトに取り組む生産者の熱い想いを紹介。オンライン購入も可能。

<https://ousewinery.jp>

ふくしま逢瀬ワイナリーウェブサイト

(3) 鯉に恋する郡山プロジェクト



鯉食キャンペーン

地元特産品である「鯉」の郷土料理復活及び新たな食文化の創造を図ることを目的に県南鯉養殖漁業協同組合と本市は「鯉に恋する郡山プロジェクト」をスタートしました。

このプロジェクトでは、鯉の旬の時期に合わせ、郡山市内を中心にスーパー・飲食店などで鯉を楽しむことができる「鯉食キャンペーン」の実施や、加工品開発、県内外流通業界関係者等との意見交換会などを開催し、販売促進や販路拡大、流通強化を図っています。



郡山産の鯉の魅力や鯉に恋した皆さんのお話まで、また、お得な鯉食キャンペーン情報もこちらから。

<https://koriyama-koikoi.com>

鯉に恋する郡山プロジェクトウェブサイト

(4) 付加価値向上による農産物のブランド化

本市では、基幹作物である米のブランド化を進めるため、郡山産コシヒカリやひとめぼれの一等米を「あさか 舞(まい)」として販売していますが、さらなるブランド力の向上と郡山産米のレベルアップを図るため、あさか舞のフラッグシップとなる最高級ブランド米「ASAKAMAI 887(アサカマイハチハチナナ)*」の販売を2018(平成30)年度にスタートし、生産・ブランディングを推進しています。

また、園芸作物では、本市の土地との相性を見極め、新しいブランドになりうる品種を選定し育成する「郡山ブランド野菜協議会」の活動や、「地理的表示(GI)保護制度*」への認証取得を目指し、2022(令和4)年2月3日に本市の伝統野菜「阿久津曲がりねぎ」が認証されるなど、農産物のブランド化が積極的に進められています。



郡山産最高級ブランド米「ASAKAMAI 887」



ASAKAMAI 887 の名前の由来や生産者の紹介をしています。オンラインで購入も可能。

<https://asakamai.com>
ASAKAMAI 887 ウェブサイト

※A S A K A M A I 8 8 7 : 7つの厳格な生産基準をクリアした「あさか舞」コシヒカリのみが冠することができる最高級米名。

※地理的表示(GI)保護制度：伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている製品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し保護する制度。

(5) JA福島さくら農産物直売施設(あぐりあ)オープン



「あぐりあ」オープンセレモニー

安全で安心な顔の見える農産物を提供し、多くの消費者と交流を図ることを目的に2021(令和3)年3月に、市内安積町に農産物直売施設「あぐりあ」がオープンしました。

農産物直売所及び地産地消レストランを整備し、地域農林漁業者の雇用・所得機会の創出を図るとともに、当該施設をグリーンツーリズム活動や振興山村等で行われる地域イベントのPR拠点として位置づけることで、農村と地域住民の交流の促進が期待されています。

(6) 流域治水の推進(農地・農業水利施設を活用した流域治水への取り組み)



荒池(池ノ台)減水状況

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図るべく「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が制定されました。

同法の趣旨を踏まえ、農地・農業水利施設を活用した流域治水への取組として、「田んぼダム」の普及促進及び農業用ため池を活用した洪水調節機能の強化策などにより浸水被害の軽減を図ります。

(7) 新たな発想による卸売市場の活性化



ドライブスルー市場

2020(令和2)年6月の改正卸売市場法施行による取引規制の大幅緩和及びウィズコロナ・ポストコロナにおける流通構造の大きな変化に対応するため、これまでの生鮮食料品等の流通拠点としての役割に加え、販路拡大、販売力強化等に向け入場業者のDX推進を支援しております。

また、新しい生活様式を踏まえた「ドライブスルー市場」を実施するほか、土地及び施設のさらなる活用の検討等、新たな発想による卸売市場の活性化の推進を図っているところです。

(8) 農業DXの推進

ア eMAFF*の取り組み

農林水産省では、同省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請も含め、申請者は農林水産省関係の様々な手続きをいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー(一度提出した情報は、再提出不要)など、申請者の利便性を向上する農林水産省共通申請サービス(通称：eMAFF)の整備を進めています。

郡山市では、現在、紙ベースで行っている水田転作に係る「経営所得安定対策等制度」の交付金申請について、パソコン等からも申請が可能となるよう、2021(令和3)年度から県内では初となるeMAFFによる申請を推進しているところです。

イ アグリテック普及推進事業



ドローンによる薬剤散布

アグリテック(スマート農業)技術を活用し、農家の高齢化・減少に対応するための農作業の効率化、省力化及び気候変動に対応しながら生産性の向上を図ることを目的として、農業DXを推進しています。また、農業者団体、福島県、JA福島さくら及び福島大学食農学類等の関係機関で「郡山市アグリテック推進研究会」を組織し、アグリテック普及推進事業の事業検証等を行うとともに、技術に対する情報交換等を行い、農業者の経営改善に取り組んでいます。人・農地プランの中心経営体など担い手農業者の経営改善と地域農業の活性化を目指します。

また、スマートフォン等を利用した営農管理システムを導入した農業経営の見える化により、新規就農者等の生産性の向上を支援しています。

※eMAFF：農林水産省共通申請サービスの通称。農林水産省が構築した、農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインでできる電子申請システム。

(9) 新規就農者の育成確保

ア こおりやま園芸カレッジ



栽培技術に関する座学

園芸振興センター[※]では、2015(平成27)年度に新規就農者研修「こおりやま園芸カレッジ」を開校しました。研修生は、1年を通して、ビニールハウスや露地で野菜や切り花を栽培する実習や座学、県やJA等が主催する栽培技術、農業機械、農業経営に関する外部研修会の受講、市内先進農家視察、修了生巡回指導への同行により、就農のための技術や知識の習得をしています。2020(令和2)年度からは研修対象者をこおりやま広域連携中枢都市圏[※]に拡大し、これまでに13名が修了しています。



修了生巡回時の視察



こおりやま園芸カレッジ(新規就農者研修)の研修案内などを確認できます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/112/2121.html>
こおりやま園芸カレッジ ウェブサイト

※ 園 芸 振 興 セ ン タ ー：本市農業が稲作に大きく依存していることから、園芸作物との複合経営化を推進するため、野菜・花きの実証栽培や普及、生産指導に取り組む施設。1998(平成10)年4月に農業センターとして逢瀬町多田野地内に設置され、2015(平成27)年4月から現在の名称に変更。

※こおりやま広域連携中枢都市圏：総務省の「連携中枢都市圏制度」に基づき、本市及び連携市町村から構成する圏域。

イ 新規就農促進事業



新規就農相談イベント

新規就農に関する本市農業PR動画、ガイドブック、事例集及び相談イベント出展用ツールを制作しました。

これらを活用して新規就農に関する情報発信の強化をすることで、本市における新規就農の促進を図り、新たな農業の担い手の確保を目指します。

なお、これらPR動画、ガイドブック、事例集については本市公式ウェブサイト等に掲載しております。



新規就農PR動画、ガイドブック、事例集をご覧になれます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/sinkisyuunou/>
新規就農ウェブサイト

(10) 郡山市農業法人連絡会の設立



郡山市農業法人連絡会設立記念講演会

SDGsの理念のもと、課題解決を目指し、農業法人の経営強化と地域農業の発展を目的に2021(令和3)年5月に設立しました。

法人連絡会では、会員同士の交流や、農業高校・農機具メーカー・金融機関等のアドバイザーとの意見交換、さらに「産地形成」、「商品開発」、「スマート農業の導入」をテーマにした研究分科会活動等、積極的な取り組みを行っています。

また、会員が生産する農畜産物等の周知や、様々な業種の方々との連携を図るため、会員情報を掲載した会員名鑑の発刊や、飲食業・流通業・福祉関係等との異業種交流にも取り組んでいます。

(11) 公共建築物における木造化・木質化等の促進

循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林の整備促進を目的として、本市が整備する学校や図書館などの公共建築物には可能な限り地域材を使用し、公共建築物における木造化・木質化等を促進しております。

第5節 10年後 あなたが描く 「郡山(わたし)の農業」の姿を教えてください

これからの郡山の農業を担う新規就農者の皆さん、こおりやま園芸カレッジ生の皆さん及び今回の計画策定の立役者である有識者懇談会の皆さんに「10年後、2030(令和10)年に想像する郡山の、ご自身の、農業の姿を教えてください。」とアンケートを実施しました。皆さんの素敵な未来の実現に向けて、ともに輝く郡山市を目指します。

生計を立てることができる農地を**効率的な作業形態**で経営をしている。

新規就農者 T 様

法人化が進み格段に進化している。農地の集約も進み、若い世代の就農により雇用状況も安定している。**郡山ブランド野菜**も浸透し、**郡山市民の地元への意識向上が確立**している。

林業は伐採機械の進歩が目覚ましく、今後更に進化しつづけ、環境破壊の歯止めとなる**山林のあるべき姿が確立**されている。経験豊かな高齢者の位置づけも尊重した形で、農業全体の融和がなされた構造となっている。

有識者懇談会委員 H 様

今まで以上に**機械化**し、管理されている。

現在のベテラン層が御隠居し、私のような若手がしっかりと受け継いで、農業経営をし、**若い人達がこぞってなりたい職業が「農業経営者」**であると面白い。新規の場合は販路に困るため、充実したサポートが行政で準備されているととても良い。

こおりやま園芸カレッジ生

本市、農林水産業発展の礎となった「安積疏水」が豊かで良質な水量により、優良な耕地が形成され、国内有数の農産物生産都市となっていると思います。奥羽山脈と阿武隈山系の間に位置した本市は数多くの自然環境条件に恵まれ、農林水産業の進展と持続可能な要素が多々あると考えます。林業政策の中で、国が新たな森林経営管理法を策定しましたが、農業に於いても行政と農協組織関係団体が連携を密にし「意欲と能力のあるエコファーマー」の育成につとめ、新しい農業生産体系の確立と共に生産部門別の色分けを示し、大中小規模の適合性を見極め形づけることでそれぞれの部門が生業とし成り立つような姿ができればと思います。

特に施設園芸に於いては大規模産業として法人組織（株式会社）等の参入もバランスのとれた理想的都市農業・農村が確立される様に思います。いずれにしても若い数多くの農業者が豊かな田園に姿があるのを夢みております。

有識者懇談会委員 M 様

農家の高齢化、米価が下がるなどで耕作放棄地が増加する。一方で、機械の共同使用やトラクターオペレーター（高齢者や新規就農者・女性農業者がトラクターの作業を有料で依頼する。オペレーターはそれが仕事になる金額を得る）業が進めば、農地・就農者ともに増えるのでは、と思う。

こおりやま園芸カレッジ生

IoTやICTを使用した、消費者のニーズに応えられる農業へ

有識者懇談会委員 U 様

若い人の就農が増え、農業全体が活性化している。その中心となるのが**こおりやま園芸カレッジの修了生**。

地域ごとに栽培作物がまとめられ、選果場に収穫した作物を集め、選別・調製を行うことで収穫後の作業の効率化が図られる。選別・調製は機械の使用と農作業の実施が体力的に困難になった高齢者や障がいのある方が実施。軽作業なども含め役割分担が明確になることで、**年齢や障がいの有無に関わらず農業を通して一人ひとりが役割を持ち生き生きと生活できるような体制**が望ましい。

農機具などがシェアできるようになり、新規就農者の負担減や農家の利益が少しでも増えるような仕組みを作してほしい。

こおりやま園芸カレッジ生

農業従事者は減少していると思うが、スマート農業が発展し、新たに AI 技術などを取り入れる若手の農業の担い手が増えてきて、**多くの人の手を借りなくても、農作物などを栽培し、家畜なども手がかからず飼育できる時代**になっているのではないのでしょうか。

また、食品の情報も、地産地消であれば、今よりもさらに**身近に農家の顔（栽培のこだわりや想い）が見えるような商品が並び**、さらにトレーサビリティシステムなどの発達により、**消費者がより安心、安全に商品を選べる時代**になっているのではないかと思います。

有識者懇談会委員 G 様

農業は先人の経験と技術などの**知恵の塊**です。

それを現在に生きる我々は IoT や AI などの DX に活用し、新たな生産ステージにすることが求められています。そこで得られた革新的な技術は 10 年後の未来で郡山市の農業生産を豊かなものとし、**地域を活性化させる主要な原動力**になっていることと思います。

有識者懇談会委員 K 様

人の行き交う要所としての「郡山」は、商業の発展と田畑の広がる豊かな大地や広い空が共存する美しい市です。活気あふれ利便性の高い立地と豊かな自然、そこから創り出される質の高い「おいしいもの」も郡山市にはあふれています。

10年後、**私のつくるブルーベリーもこの郡山を代表する「おいしいもの」の仲間入りをしている**はずです。

風の吹き抜ける田んぼの中にポツンとある私のブルーベリー園は、ポットとスポンジ状の培地で育てる少し近代的な雰囲気のある農園で、市街地のすぐ隣にあります。街の便利さと自然の豊かさを併せ持つ私の農園は、とても「郡山」らしいな、と思います。そんな場所で、大切に育てられたブルーベリーを口いっぱい頬張って、大地の香りとはじける甘い果汁を楽しみながら歩く。疲れたら福島県のこだわり食材をオープンカフェで堪能して一休み。

美味しい！感動と癒しのヒトトキを味わえる空間を支える農業でありたいと思います。

活気ある美しい市「郡山」に恥じない本当に「おいしいもの」としてブルーベリーを育て上げて、郡山を代表するような癒しのスポットを創っていくことが、わたしの10年後の農業の姿です。

新規就農者 J 様



湖南町福良地区 猪苗代湖からみた磐梯山

第四次郡山市食と農の基本計画 概要

基本理念

農業が盛んで、

基本目標

1 食料の安定供給の確保

2 農林業の持続的な発展

基本施策

1-1 安全・安心な食料の安定供給

- ア 食料供給体制の確立に向けて
 - (ア) 食料安定供給体制の構築
 - (イ) 食育の推進及びニーズに合った生産方法の研究
 - (ウ) 食品ロス削減
- イ 卸売市場の活性化
 - (ア) D X推進による入場業者の競争力強化、市場運営の効率化等、**卸売市場の活性化**

1-2 消費拡大の推進に向けて

- ア 地産地消の推進に向けて
 - (ア) 高品質で付加価値の高い農林水産物の生産推進
 - (イ) イベント出展やSNS等活用による販路拡大
 - (ウ) 地元農産物の学校給食への利用促進、**地産地消の推進**
- イ 農産物輸出拡大に向けた取組
 - (ア) トレーサビリティシステム等の普及、第三者認証GAPの取得推進
 - (イ) 関係機関と連携した**農産加工品の輸出**

1-3 放射性物質検査の継続と情報発信

- ア 検査体制の整備
 - (ア) 放射性物質モニタリング検査の継続実施
- イ 安全性の発信
 - (ア) イベント出展やウェブ等活用による安全性の発信

2-1 意欲ある担い手の育成

- ア 担い手の育成支援
 - (ア) 認定農業者、新規就農者への支援
 - (イ) **農業経営の法人化**、組織化への支援
 - (ウ) **農業法人の活性化**
 - (エ) 企業の農業参入、福祉事業者との連携促進
 - (オ) 「園芸カレッジ」を活用した就農前後の経営支援及び栽培講習会による技術支援
 - (カ) 補助労働力の育成
 - (キ) 林業従事者の育成
- イ 地域と調和した適正な農地の利活用推進
 - (ア) 「**人・農地プラン**」作成の支援

2-2 効率的かつ安定的な農業経営の確立

- ア 農業生産の効率化
 - (ア) 農地中間管理機構の活用及び耕作放棄地解消
 - (イ) 生産組織化及び共同利用等の推進
 - (ウ) ほ場整備事業の推進
- イ 安定的な農業経営の確立
 - (ア) 収入保険の活用
 - (イ) 飼料用米、加工用米等の作付拡大

2-3 収益性の高い農業の確立

- ア 郡山産米「あさか舞」の生産体制の確立
 - (ア) 水稻の安定生産と品質向上
- イ 複合経営の推進
 - (ア) 複合経営及び施設化の推進
 - (イ) 自給飼料の生産基盤の確立
- ウ 生産性の高い農業の推進
 - (ア) **アグリテックの活用**促進
 - (イ) 新技術等の実証及び普及

市民の身近な産業となるまち

3 活力にあふれた 豊かな農林業・農村

4 自然災害や気候変動 への対応

5 新たな展開で拓く 農林水産業の創造

3-1 農業・農村の有する 多面的機能と地域資源 の維持・保全

- ア 多面的機能の維持・保全
 - (ア) 各種支払交付金活用による荒廃農地等の発生防止
 - (イ) 有害鳥獣対策
- イ 森林資源の確保
 - (ア) 効率的な森林施業の推進
 - (イ) 地域緑化活動の支援
 - (ウ) 木材利用促進と林業の成長産業化の構築
- (エ) 森林における多面的機能の維持・発揮
- ウ 地域資源の活用
 - (ア) 地域特性を生かした農産物生産の促進

3-2 都市と農村の交流

- ア 農業体験機会等の提供
 - (ア) 農業体験、自然体験等の提供
 - (イ) 農業者と生産者の交流促進
 - (ウ) 教育機関等との連携による地域の活性化

3-3 6次産業化の推進

- ア 6次産業化の担い手育成
 - (ア) 6次産業化に取り組む担い手の育成・確保
 - (イ) 農村風景、伝統文化等の地域資源と観光等関連分野との連携強化
 - (ウ) ネットワークの強化と商品開発の推進
 - (エ) ネット通販、新幹線物流を活用した販路拡大

4-1 防災・減災の取組

- ア 国土強靱化
 - (ア) ため池放射性物質対策の推進
 - (イ) 防災重点農業用ため池の防災工事等の施策を計画的・集中的に推進
 - (ウ) 農業用ため池の貯水機能・洪水調整機能の活用・強化推進
 - (エ) 「田んぼダム」の普及促進
 - (オ) 森林における多面的機能の維持・発揮
 - (カ) 気象情報活用

4-2 環境と調和のとれた農業生産の推進

- ア CO₂ゼロエミッション化
 - (ア) 環境保全型農業の推進
 - (イ) 農業用使用済廃プラスチックの適正処理等
 - (ウ) 資源循環型農業の促進
 - (エ) 「エコファーマー」及び「有機農産物」生産農家の育成

5-1 農業のデジタル 変革（DX）の推進

- ア スマート農業の加速化
 - (ア) 高品質で付加価値の高い農林水産物の生産推進
 - (イ) イベント出展やSNS等活用による販路拡大
 - (ウ) トレーサビリティシステム等の普及、第三者認証GAPの取得推進
 - (エ) 農業経営の法人化、組織化への支援
 - (オ) アグリテックの活用促進
 - (カ) 新技術等の実証及び普及
 - (キ) ネット通販、新幹線物流を活用した販路拡大
 - (ク) eMAFFを活用した手続きのオンライン化の推進
 - (ケ) DX推進による入場業者の競争力強化、市場運営の効率化等、卸売市場の活性化

5-2 農商工福の協奏

- ア 協奏による潜在能力の発揮
 - (ア) 食育の推進及びニーズに合った生産方法の研究
 - (イ) 関係機関と連携した農産加工品の輸出
 - (ウ) 企業の農業参入、福祉事業者との連携促進
 - (エ) 教育機関等との連携による地域の活性化
 - (オ) 農村風景、伝統文化等の地域資源と観光等関連分野との連携強化
 - (カ) ネットワークの強化と商品開発の推進

第3章 基本計画

基本目標1 食料の安定供給の確保

1 安全・安心な食料の安定供給

(1) 基本的方向

消費者が良質な食料を合理的な価格で、安定的に入手できるよう努めるとともに、子どもから高齢者、外国人、病気等の療養者など様々な消費者ニーズに対応できる農産物の提供を推進します。

郡山市総合地方卸売市場は、野菜、果物、魚、花き等の生鮮食料品等を本市はもとより周辺30市町村約67万5千人に安定供給をする目的で、2002(平成14)年に開設されたものです。多種多様な物品の効率的かつ継続的な集分荷・公正で透明性の高い価値形成など重要な機能を有していることから、卸売市場の活性化と農産物の商圈拡大を図ります。

(2) 基本施策

ア 食料供給体制の確立に向けて

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	生産者、農業関係団体、内水面漁業団体と加工業者、流通業者等との交流の機会の提供と安定供給体制の構築を推進します。			○		
(イ)	食育の推進及び普及・啓発運動を実施しながら、各種団体と連携を図り、保育や医療、福祉のニーズに合った農林水産物の生産方法を研究します。			○		
(ウ)	生産段階での規格外農産物の有効利用も含めた、食品ロス*の削減に向けた取り組みを推進します。			○		

※食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品。

イ 卸売市場の活性化

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	多様化する流通構造に対応するため、DX推進による入場業者の競争力強化や流通の効率化を推進するほか、地域の拠点市場として地場産品の集荷力強化と地産地消を推進するとともに、土地及び施設のさらなる活用の検討による市場運営の効率化等、卸売市場の活性化を図ります。	○		○	○	○

(3) 数値目標

項 目	現況(2019年度)	目標値(2025年度)
市卸売市場における地元農産物の取扱数量(t)	1,215	1,221

※市卸売市場における地元農産物の取扱数量の現況値は、2019年度実績とする。

※今回の策定にあたり、農業DX、SDG s、気候変動対策、こおりやま広域圏連携、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策を重点施策としております。
関連性、連携の「見える化」を図るため、基本施策を表形式にし、関連性のあるものに「○」を示すとともに、SDG sにおいてはターゲットを示しています。

2 消費拡大の推進に向けて

(1) 基本的方向

消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応とともに、関係者間での連携・協働による新たな価値の創出を推進します。

また、本市農産物の販路を拡大するため、農産物の輸出拡大に向け、第三者認証GAP※取得推進に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

(2) 基本施策

ア 地産地消の推進に向けて

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	高品質で付加価値の高い農林水産物の生産を推進します。			○		
(イ)	消費者と生産者の交流や体験活動を実施するとともに、市内外で開催される各種イベント等への出展やSNSの活用により、本市産農産物及び農産加工品の販路の拡大を図ります。	○			○	
(ウ)	地元農産物の学校給食への利用促進や農産物直売所の設置・運営に対する支援を行うなど、地産地消を推進します。			○		

※GAP：Good Agricultural Practice 農業生産工程管理のことで、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

イ 農産物輸出拡大に向けた取組

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	生産履歴情報、トレーサビリティシステム*等の普及を図り、第三者認証GAPの取得を推進します。			○		
(イ)	EPA*等対策として、日本梨等農産物の輸出を拡大するとともに、農産加工品の輸出について関係機関と連携して推進します。					

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
米飯給食の割合(回数/週)	3.1	3.4
学校給食での郡山市産農産物の利用(%)	14	30
郡山市内農産物直売所売上額(億円)	25	32
第三者認証GAP取得経営体数	12	15

※トレーサビリティシステム：食品のトレーサビリティは、農産物や加工食品などの食品が、どこから来て、どこへ行ったか「移動を把握できる」こと。

※EPA：物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。

3 放射性物質検査の継続と情報発信

(1) 基本的方向

農産物及び農産加工品の安全性を確保するため、本市独自検査を継続するとともに、農産物及び農産加工品の安全性について今後なお一層、情報の発信をしていきます。

(2) 基本施策

ア 検査体制の整備

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	農業者が販売しようとする野菜、果実等農産物及び農産加工品の検査を継続して実施し、農業者に対して吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等を徹底して安全な農産物の生産を進めます。		12 つくる責任 つかう責任 			

イ 安全性の発信

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	市内外で開催される各種イベントをはじめ、ウェブサイトやSNSを通じて、本市産農産物及び農産加工品の安全性を周知します。	○	2 飢餓をゼロに 			

基本目標2 農林業の持続的な発展

1 意欲ある担い手の育成

(1) 基本的方向

関係機関・団体と連携し、「こおりやま園芸カレッジ」による研修など新規就農者等の育成、補助労働力の人材の育成を図るとともに、担い手に対する支援強化を図ります。

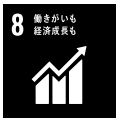
また、高い経営能力を備えた経営体の確保のため、農業経営の法人化や集落営農[※]組織の育成を支援します。

「人・農地プラン」の作成促進など地域や集落の実情を踏まえた支援体制を構築するとともに、地域と調和した適正な農地の利活用を推進します。

(2) 基本施策

ア 担い手の育成支援

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	県やＪＡ等の関係機関と連携し、本市が認定する認定農業者及び認定新規就農者の育成、確保に努めるとともに、支援施策の集中化、重点化を図ります。				○	
(イ)	高い経営能力を備えた経営体や農業の再生・復興を図るため、農業経営の法人化や集落営農組織の育成を支援します。	○			○	
(ウ)	郡山市農業法人連絡協議会と連携し、農業法人の活性化を図ります。	○			○	
(エ)	企業等の農業参入及び福祉事業者との連携を促進するとともに、地域と連携した継続的な営農活動の展開に努めます。			○		

(オ)	「こおりやま園芸カレッジ」での１年間の研修とその後の現地巡回指導等により将来の担い手を育成・支援するとともに、各種農作物の栽培講習会を通じて技術向上を支援します。			○	○	
(カ)	市民の農業に対する理解を促進するとともに、補助労働力となる人材の育成・確保を図ります。			○		
(キ)	林業経営者において、安定した雇用が図られるよう、林業経営の集積、集約化を進めるとともに、林業アカデミーふくしま [*] と連携を図りながら、林業従事者の育成を支援します。			○		

※集 落 営 農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。

※林業アカデミーふくしま：福島県農林水産部林業振興課が2022年4月に開講する仙人（そまびと：林業従事者のこと）育成研修。なお、郡山市安積町にある林業研究センター内に2022年8月研修施設が完成予定である。

イ 地域と調和した適正な農地の利活用の推進

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	持続可能な農業を実現するため、集落や地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について検討を進め、未来の設計図となる「人・農地プラン」作成の促進を図ります。		11 住み続けられるまちづくりを 	○		

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
認定農業者数(経営体)	542	540
農業法人数(法人)	60	85
新規就農者(認定就農者)数(人)	104	139
人・農地プラン策定数(地区)	53	78

※新規就農者(認定就農者)数は累計。



2 効率的かつ安定的な農業経営の確立

(1) 基本的方向

地域の担い手への農地利用集積・集約化及び作業受委託を含めた農業生産の効率化の推進とともに、地域の実情に応じて、共同利用施設・シェアリング・機械等の導入やほ場整備*等による生産基盤の整備を進め、農作業の効率化を図ります。

多様化する消費者ニーズや、農畜産物の周年安定供給などの市場ニーズに的確に対応できる生産体制を確立するため、地域の特性を活かしながら作付けの団地化による生産組織の育成を推進します。

また、経営規模の拡大や効率的・安定的な農業経営の実現を目指す農業者に対し、各種融資制度等の活用を支援します。

(2) 基本施策

ア 農業生産の効率化

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	農地中間管理機構等を通じた地域の担い手への農地利用集積・集約化及び作業受委託を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図り、農用地の有効利用を支援します。		11 住み続けられるまちづくりを 	○		
(イ)	生産の組織化や共同利用、シェアリング、施設・機械の整備等により効率的な生産を推進します。	○	2 飢餓をゼロに 	○		
(ウ)	生産効率を高め、競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手の農地集約の加速化や農業の高付加価値化を推進するための農地の区画整理等を行うほ場整備事業を推進します。		2 飢餓をゼロに 	○		



ほ場整備事業施工前



ほ場整備事業施工後

※ほ場整備：小さな面積で分散した不整形な農地を集め、形を整え、併せて用水路や排水路、農道などを総合的に整備することにより、大型機械の導入を可能にし、農業の生産性を向上させるもの。

イ 安定的な農業経営の確立

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	農業資金制度及び収入保険制度※の活用による安定した農業経営の確立を支援します。		1 貧困をなくそう 			○
(イ)	主食用米の需要減少や需要構造等の変化に対応するため、価格変動の影響が少ない業務用米や銘柄別の生産及び販売戦略、飼料用米や加工用米等の主食用以外の作付拡大など、関係機関及び団体等と連携して推進します。		2 飢餓をゼロに 	○	○	

(3) 数値目標

項 目	現況(2019年度)	目標値(2025年度)
担い手への集積率(%)	35.8	57.5

※担い手への集積率の現況値は、2019年度実績とする。

※収入保険制度：品目の枠にとられずに、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組み。

3 収益性の高い農業の確立

(1) 基本的方向

本市の基幹作物である水稲においては、生産の組織化・大規模化による低コストを図り、経営の効率化を一層進めます。また、多様化する需要者のニーズに対応した米の生産体制を確立し、信頼される産地づくりを目指します。

地域の条件に応じて水稲、野菜、花き、果樹、畜産等との組み合わせによる複合経営を推進し、生産性の高い農業の確立を図ります。

アグリテックを推進するとともに、園芸振興センターでの実証結果を活用した栽培技術の支援を通じて、計画的な施設化の推進や、周年生産体制の確立による経営の安定化を図ります。

(2) 基本施策

ア 郡山産米「あさか舞」の生産体制の確立

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	水稲の適地適品種の作付を推進し、安定した作柄と品質の向上を推進します。	○	2 炭素をゼロに 	○		

イ 複合経営の推進

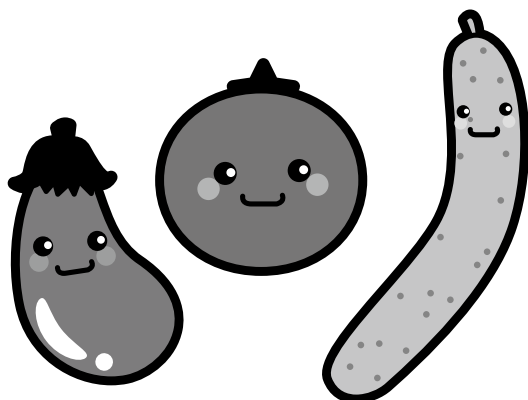
		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	水稲と野菜、花き、果樹、畜産等との複合経営を推進し、地域の特色を活かした品目の産地化とともに、園芸作物栽培の施設化を進め、周年生産体制の確立による生産の拡大及び経営の安定を図ります。	○	2 炭素をゼロに 	○		
(イ)	飼料生産受託組織の育成など、自給飼料の生産基盤の確立を推進します。		2 炭素をゼロに 	○		

ウ 生産性の高い農業の推進

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	IoTやロボットで集めた情報を人工知能(AI)などで解析し、農業分野で活用することにより農作業の省力化と生産性向上を図るアグリテックを推進します。	○	2 飢餓をゼロに 	○		
(イ)	有望な品目・品種や新技術の展示栽培を行うとともに、各種講習会の開催や栽培相談対応、情報紙の配布等により、農業技術の普及・向上を図ります。	○	2 飢餓をゼロに 	○		

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
園芸施設設置面積(㎡)	835,000	850,000



品目別生産目標 (主要品目)	現況(2020年度)		目標値(2025年度)	
	作付面積(ha) 飼養頭数(頭)	農業産出額* (千万円)	作付面積(ha) 飼養頭数(頭)	農業産出額 (千万円)
水 稻*	7,111	985	6,675	729
大 豆*	72	6	72	6
そ ば [※]	160	2	160	2
野 菜*	432	477	435	480
果 樹*	92	72	92	72
花 き*	18	16	18	16
乳用牛*	810頭	68	765頭	56
肉用牛*	5,513頭	143	5,782頭	150

(現況値は p11 第 2 節本市農林水産業の現状 (4) 農業産出額の再掲とする。)

※作付面積(水稻(主食用米)): 郡山市農業政策課調べ。

※作付面積・飼養頭数(水稻・果樹・花き以外): 2020年農林業センサス。

※作付面積(果樹・花き): 令和3年度福島県普及指導計画。

※農業産出額: 令和元年市町村別農業産出額(農林水産省)。

基本目標3 活力にあふれた豊かな農林業・農村

1 農業・農村の有する多面的機能と地域資源の維持・保全

(1) 基本的方向

農業・農村の有する多面的機能の発揮のため、地域住民と一体となり、自然環境との調和や生態系に配慮した施設の維持管理の強化を図ります。

また、鳥獣被害については、侵入防止柵の設置や餌となる誘引物の除去、森林の適切管理など、地域ぐるみで被害防止できる体制の確立を図ります。

森林は、水源かん養、土砂災害防止、気候変動の原因となる温室効果ガスの吸収、木材をはじめとする林産物の供給など、多面的機能を有していることから、地域の状況を踏まえた森林の適正な整備、保全を推進します。

中山間地域の地形や気象条件に適した作物の導入を促進し、豊かな地域資源を活用した農林産物の振興と産学官連携による伝統農産物の発掘や新たな特産品の開発推進を図ります。

(2) 基本施策

ア 多面的機能の維持・安全

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	「多面的機能支払交付金 [*] 」や「中山間地域等直接支払交付金 [*] 」の活用拡大を支援し、農業者自ら荒廃農地の発生防止と農業用施設等の適切な保全管理を促進します。			○		
(イ)	有害鳥獣に対し、電気柵等による被害防止対策や郡山市有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を実施するとともに地域ぐるみでの被害防止体制(集落環境診断 [*] 等)の整備を推進します。	○		○	○	

※多面的機能支払交付金制度：農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために、地域の農家・非農家で構成する活動組織の共同活動に対して交付金を交付する制度。

※中山間地域等直接支払交付金制度：農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農業生産の維持と多面的機能の確保のため、農業者等が集落協定等に基づき行う農業生産活動等に対して交付金を交付する制度。

※集落環境診断：住民、行政、専門家などが参加し、集落単位で鳥獣被害が発生している要因や対策について整理して、野生鳥獣を誘引しない環境を作っていくための合意形成手法。

イ 森林資源の確保

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	国、県及び森林組合等の関係機関、団体と連携し、森林経営管理制度※による森林の経営管理の集積・集約化を進め、効率的な森林施業の推進を図ります。	○		○		
(イ)	国土緑化推進委員会と連携し地域の緑化活動を支援し、環境の保全を図ります。			○		
(ウ)	地域材の利用促進など、森林資源を有効に活用し、循環的に利用を進めることにより、林業・木材産業の成長産業化を、国や県と連携し推進します。			○		
(エ)	森林におけるCO ₂ の吸収、水源かん養、山地災害防止機能などの多面的機能の維持・発揮に向け、「ふくしま森林再生事業」等により間伐などの森林整備と路網整備を推進します。			○		

ウ 地域資源の確保

		農業DX	SDG s	気候 変動	広域圏	感染症
(ア)	地域特性を生かした農産物や農産加工品の生産を推進します。			○	○	

※森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託（経営管理実施権の設定）をするとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
電気柵設置総延長(km)	90	100
ふくしま森林再生事業の 森林整備面積(累計)(ha)	576	653



2 都市と農村の交流

(1) 基本的方向

農業体験活動や各種活動を通じ、農業・農村についての理解と認識を深め、農村の活性化を進めます。

(2) 基本施策

ア 農業体験機会等の提供

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	農業・農村に対する理解と関心を高めるため、農業体験の機会や森林公園における自然体験により、農業や水資源、森林環境の重要性を学ぶ機会を提供します。		17 パートナリシップで目標を達成しよう 	○	○	
(イ)	農業者と消費者の交流を促進し、農村で生産された新鮮な農産物を提供する直売等を通して、食品ロスの低減に努めます。		12 つくる責任 つかう責任 	○		○
(ウ)	インターンシップの受け入れや福島大学と連携した実践型教育プログラムにより、学生への地元農業への理解を深める取り組みを進めるとともに地域の活性化を図ります。	○	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	○	○	

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
農業体験参加者数(人)	355	400
農産物直売所数(か所)	15	15

3 6次産業化の推進

(1) 基本的方向

本市農林水産物等の付加価値向上や農林漁業者の経営向上及び地域の雇用拡大などを目指し、農業をはじめとするあらゆる業界の垣根を飛び越え、6次産業化※によるイノベーションがおきるよう、地域が一丸となって取り組みます。

(2) 基本施策

ア 6次産業化の担い手育成

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	6次産業化に取り組む新たな担い手の育成・確保に努めます。			○		
(イ)	多彩な農産物、農村風景、伝統文化等の地域資源と、観光をはじめとする関連分野との連携を強化します。				○	
(ウ)	農業者、商工・観光業者、大学等教育機関等、産・学・官・金・福・士・医の多様な人材、資源、情報の有機的なネットワークを強化し、市場競争力を有した魅力ある商品の開発を推進します。	○		○		
(エ)	商店、デパート、直売所、観光農園等の直接販売の他に、ネット通販及び新幹線物流を活用して、農産物、加工品等の販路拡大を図ります。	○				○

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
農商工観連携により創出された商品累計(件)	11	13

※6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組。

基本目標4 自然災害や気候変動への対応

1 防災・減災の取組

(1) 基本的方向

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながらか行われており、環境と調和した持続可能な農業を展開するために、農業生産基盤の強靱化はもとより、有機農業の推進やバイオマス・再生可能エネルギーの有効活用を図り化石エネルギー使用量の縮減に取り組みます。

(2) 基本施策

ア 国土強靱化

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	地域住民や各権利者(養鯉、受益者)等の合意形成を図りながら、農業用ため池の池底土壌等を基準値8,000bq/kg以下にするため、ため池放射性物質対策を推進します。		13 気候変動に具体的な対策を 	○		
(イ)	防災重点農業用ため池の防災工事に係る事業計画の策定を行い、必要な防災工事等の施策を計画的・集中的に推進していきます。		13 気候変動に具体的な対策を 	○		
(ウ)	気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、農業用ため池の貯水機能及び洪水調整機能等の活用・強化を推進します。		13 気候変動に具体的な対策を 	○		
(エ)	田んぼが持っている貯水機能を利用した「田んぼダム」の普及促進を図り、浸水被害の軽減に取り組み、関係者の協働による流域治水を推進します。		13 気候変動に具体的な対策を 	○		
(オ)	森林におけるCO ₂ の吸収、水源かん養、山地災害防止機能などの多面的機能の維持・発揮に向け、「ふくしま森林再生事業」等により間伐などの森林整備と路網整備を推進します。(再掲) (基本目標3 1 イ 森林資源の確保(エ))		13 気候変動に具体的な対策を 	○		

(カ)	気象情報や郡山市気象防災アドバイザー※及び福島県からの栽培技術情報など、天候不順等に対応した情報を農業支援ネットワーク※等を活用し農業者に提供します。	○		○		
-----	---	---	--	---	--	--

※郡山市気象防災アドバイザー：郡山市では気象予報及び防災業務に関して高度な専門知識を持ち、業務経験が豊富な方を「気象防災アドバイザー」として委嘱、平時の気象情報の解説や災害時における防災対応について専門的な立場からの指導・助言をいただいている。

※農業支援ネットワーク：インターネットを活用し、農業者へ必要な情報を迅速に提供するとともに、農業者からは個々の情報を適宜収集するネットワーク事業。平成30年度より実施。

2 環境と調和のとれた農業生産の推進

(1) 基本的方向

地球温暖化などの気候変動問題に対応するため、持続型農業の推進及び循環型社会の実現に向けた取り組みや環境に配慮した生産技術の普及、推進と生産者の育成を図ります。

(2) 基本施策

ア CO₂ゼロエミッション化

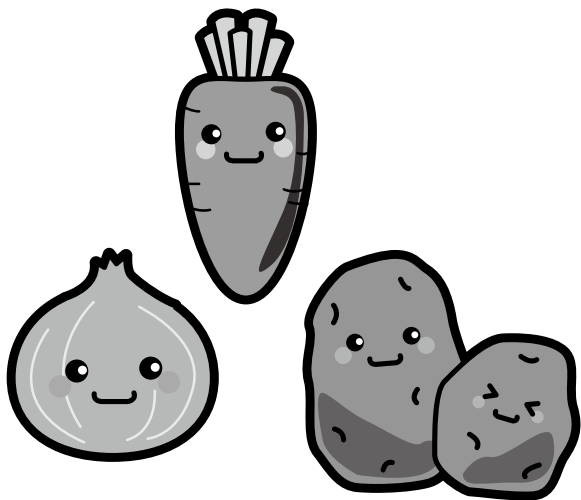
		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	地球温暖化防止や生物多様性保全に寄与する環境保全型農業※への取り組みを推進するとともに、水環境にやさしい農業を推進します。			○		
(イ)	農業用使用済プラスチックの適正処理及び生分解性資材等の導入を推進します。			○		
(ウ)	耕種農家と畜産農家の連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥マップ※を作成し耕種農家への周知を図ります。			○		
(エ)	持続性の高い農業生産方式を導入する「エコファーマー」、及び「特別栽培農産物」、「有機農産物」を生産する農家を育成します。			○		

※環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※堆肥マップ：堆肥の供給が可能な郡山市内の畜産農家の所在地、氏名(名称)、連絡先等を記載したパンフレット。

(3) 数値目標

項 目	現況(2020年度)	目標値(2025年度)
ため池の防災工事に係る事業計画の策定(件)	0	3
エコファーマー認定者数(経営体)	252	253
特別栽培農産物生産者数(経営体)	43	44
有機栽培農産物生産者数(経営体) ※同等栽培者を含む。	11	12



基本目標5 新たな展開で拓く農林水産業の創造

1 農業のデジタル変革(DX)の推進

(1) 基本的方向

農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業化させるためにデジタル技術の活用が不可欠となっています。

生産現場でのデジタル技術の活用のほか、法的許認可や補助金等の行政手続きにおいてもオンライン化を推進していきます。

(2) 基本施策

ア スマート農業の加速化

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	多様化する流通構造に対応するため、DX推進による入場業者の競争力強化や流通の効率化を推進するほか、地域の拠点市場として地場産品の集荷力強化と地産地消を推進するとともに、土地及び施設のさらなる活用の検討による市場運営の効率化等、卸売市場の活性化を図ります。 (再掲) (基本目標1 1 イ 卸売市場の活性化(ア))	○	2 販路をゼロに 	○	○	○
(イ)	高品質で付加価値の高い農林水産物の生産を推進します。(再掲) (基本目標1 2 ア 地産地消の推進に向けて(ア))	○	2 販路をゼロに 	○		
(ウ)	消費者と生産者の交流や体験活動を実施するとともに、市内外で開催される各種イベント等への出展やSNSの活用により、本市産農産物及び農産加工品の販路の拡大を図ります。(再掲) (基本目標1 2 ア 地産地消の推進に向けて(イ))	○	8 働きがいも経済成長も 		○	

(エ)	生産履歴情報、トレーサビリティシステム等の普及を図り、第三者認証GAPの取得を推進します。(再掲) (基本目標1 2 イ 農産物輸出拡大に向けた取組(ア))	○	12 つくる責任 つかう責任 	○		
(オ)	高い経営能力を備えた経営体や農業の再生・復興を図るため、農業経営の法人化や集落営農組織の育成を支援します。(再掲) (基本目標2 1 ア 担い手の育成支援(イ))	○	8 働きがいも 経済成長も 			
(カ)	IoTやロボットで集めた情報を人工知能(AI)などで解析したデータを農業分野で活用することにより、農作業の省力化と生産性向上を図るアグリテックを推進します。(再掲) (基本目標2 3 ウ 生産性の高い農業の推進(ア))	○	2 飢餓を ゼロに 	○		
(キ)	有望な品目・品種や新技術の展示栽培を行うとともに、各種講習会の開催や栽培相談対応、情報紙の配布等により、農業技術の普及・向上を図ります。(再掲) (基本目標2 3 ウ 生産性の高い農業の推進(イ))	○	2 飢餓を ゼロに 	○		
(ク)	商店、デパート、直売所、観光農園等の直接販売の他に、ネット通販及び新幹線物流を活用して、農産物、加工品等の販路拡大を図ります。(再掲) (基本目標3 3 ア 6次産業化の担い手育成(エ))	○	8 働きがいも 経済成長も 			○
(ケ)	eMAFF(農林水産省共通申請サービス)を活用し、各種申請手続き等のオンライン化を推進します。	○	2 飢餓を ゼロに 			

2 農商工福の協奏

(1) 基本的方向

地域の活性化や未来を見据えた農村・農業の発展のため、産業・教育・福祉等との連携を推進します。

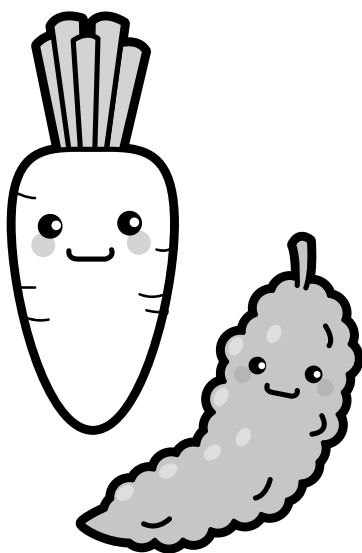
また、本市及び連携市町村から構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」の情報共有も強化します。

(2) 基本施策

ア 協奏による潜在能力の発揮

		農業DX	SDG s	気候変動	広域圏	感染症
(ア)	食育の推進及び普及・啓発運動を実施しながら、各種団体と連携を図り、保育や医療、福祉のニーズに合った農林水産物の生産方法を研究します。(再掲) (基本目標1 1 ア 食料供給体制の確立に向けて(イ))		2 飢餓をゼロに 	○		
(イ)	EPA等対策として、日本梨等農産物の輸出を拡大するとともに、農産加工品の輸出について関係機関と連携して推進します。(再掲) (基本目標1 2 イ 農産物輸出拡大に向けた取り組み(イ))		2 飢餓をゼロに 			
(ウ)	企業等の農業参入及び福祉事業者との連携を促進するとともに、地域と連携した継続的な営農活動の展開に努めます。(再掲) (基本目標2 1 ア 担い手の育成支援(エ))		3 すべての人に健康と福祉を 	○		
(エ)	インターンシップの受け入れや福島大学と連携した実践型教育プログラムにより、学生への地元農業への理解を深める取り組みを進めるとともに地域の活性化を図ります。(再掲) (基本目標3 2 ア 農業体験機会等の提供(ウ))		17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	○	○	
(オ)	多様な農産物、農村風景、伝統文化等の地域資源と観光をはじめとする関連分野との連携を強化します。(再掲) (基本目標3 3 ア 6次産業化の担い手育成(イ))		2 飢餓をゼロに 		○	

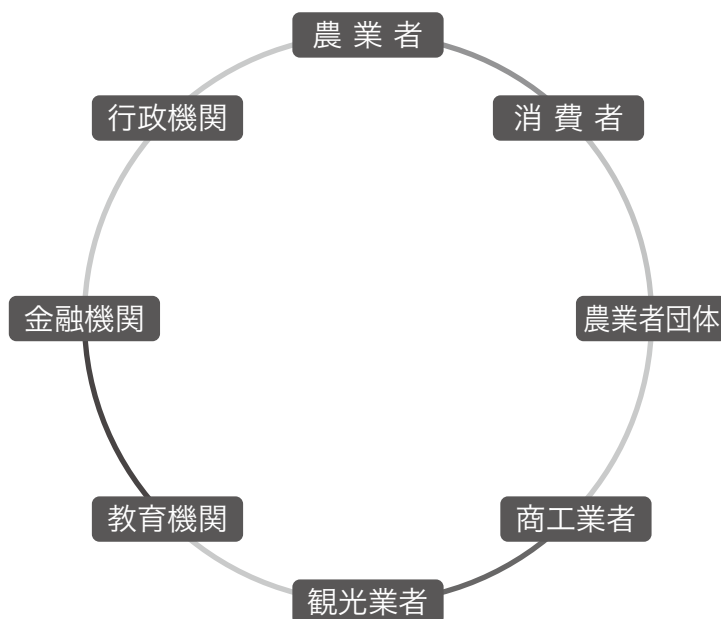
(力)	農業者、商工・観光業者、大学等教育機関等、産・学・官・金・福・士・医の多様な人材、資源、情報の有機的なネットワークを強化し、市場競争力を有した魅力ある商品の開発を推進します。(再掲) (基本目標3 3 ア 6次産業化の担い手育成(ウ))	○	17 パートナシップで 目標を達成しよう 	○		
-----	--	---	---	---	--	--



第4章 計画推進体制

第1節 推進体制

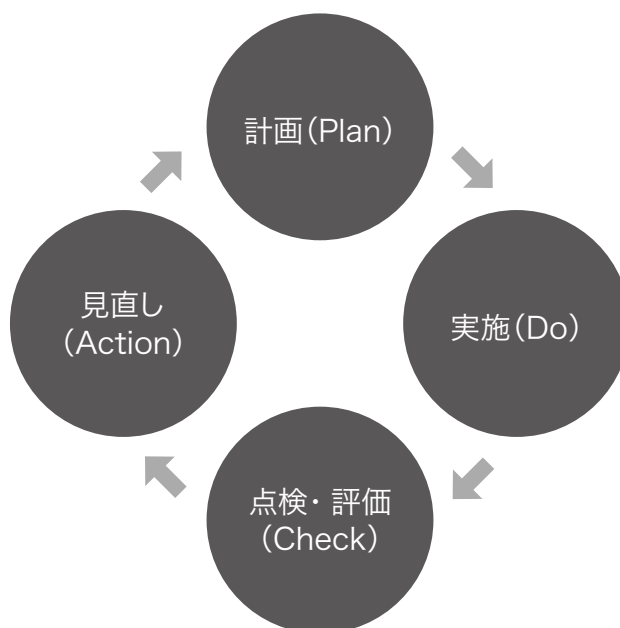
計画の推進にあたっては、農業者、消費者、農業者団体、商工・観光業者、大学等教育機関、金融機関、国・県・市行政機関等の適切な役割分担を行い、相互に十分な連携をとりながら、各種施策を計画的かつ総合的に推進します。



第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)によるPDCAサイクルにより、継続的な改善(スパイラルアップ)を行います。

また、毎年度の行政評価システムを積極的に活用し、施策の効果、問題点等を検証します。



資料１ 第四次郡山市食と農の基本計画策定に係る有識者懇談会

１ 第四次郡山市食と農の基本計画策定に係る有識者懇談会開催要綱

（趣旨）

第１条 本市農林水産業の目指すべき方向性を示し、有効な農業振興施策を展開するための指針となる第四次郡山市食と農の基本計画（以下「第四次計画」という。）の策定に関し、有識者等から意見を聴くために開催する、第四次郡山市食と農の基本計画に係る有識者懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（懇談会の役割）

第２条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （１） 農業の現状及び課題に関すること。
- （２） 農業の振興の方針に関すること。
- （３） 農業の振興のための施策に関すること。
- （４） その他第四次計画の策定に関すること。

（懇談会の構成）

第３条 懇談会の委員は、22人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- （１） 学識経験を有する者
- （２） 農業を営む者
- （３） 農業団体の関係者
- （４） 商工業関係者
- （５） 消費者
- （６） 関係行政機関の職員
- （７） 市内に住所を有する者
- （８） その他市長が必要と認める者

２ 懇談会に座長を置き、委員の中から互選によって定める。

３ 委員への依頼期間は、第四次計画を策定するまでとする。

（会議）

第４条 懇談会の会議は市長が招集する。

２ 会議は、座長が進行する。

３ 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が会議を進行する。

４ 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第５条 懇談会の庶務は、農林部農業政策課において処理する。

（委任）

第６条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月８日から施行し、第四次計画を策定したときは、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和３年７月１４日から施行する。



2 第四次郡山市食と農の基本計画策定に係る有識者懇談会 委員名簿

任期 2021（令和3）年7月19日から計画策定まで

No.	氏 名	所属団体等	役 職	備考
1	生源寺 眞 一	福島大学農学群食農学類	学 類 長	座長
2	野 村 義 宏	東京農工大学農学部	教 授	
3	片 平 光 彦	山形大学農学部	教 授	
4	郡 司 尚 子	郡山女子大学家政学部	准 教 授	
5	穴 戸 孝 美	郡山市認定農業者協議会	会 長	
6	中 田 幸	郡山市指導農業士会	会 員	
7	降 矢 セツ子	株式会社ふるや農園	代 表 取 締 役	
8	宗 形 義 久	福島さくら農業協同組合郡山地区本部	地区本部長理事	
9	村 田 久 男	郡山市森林組合	代表理事組合長	
10	原 田 久 雄	福島県酪農業協同組合	参 与	
11	佐久間 俊 一	郡山市農業委員会	会 長	
12	遠 藤 喜志雄	郡山市総合地方卸売市場組合	組 合 長	
13	小 林 文 紀	郡山食品工業団地協同組合	監 事	
14	柳 沼 広呂人	株式会社宝来屋本店	代 表 取 締 役	
15	小野塚 昇 一	福島県郡山地区木材製材協同組合	代 表 理 事	
16	西 村 義 一	藤寿産業株式会社	代表取締役専務	
17	氏 居 俊 夫	郡山消費者力の会	代 表	
18	荻 野 憲 一	福島県県中農林事務所	企 画 部 長	
19	水 野 博 文	社会福祉法人郡山コスモス会	理 事 長	
20	大 場 真	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター	主 席 研 究 員	
21	後 藤 吉 宏	福島民友新聞社	郡 山 総 支 社 長	
22	星 早 苗	公募委員		

3 検討経過

年 月 日	内 容
2021(令和3)年7月28日	第1回会議 協議事項 1 第三次計画の実施状況と評価について 2 第四次計画の概要案について  第1回有識者懇談会
10月15日	第2回会議 協議事項 1 第四次計画の素案について  第2回有識者懇談会
11月26日～12月27日	パブリックコメントの実施
2022(令和4)年2月	第3回会議(書面開催) 協議事項 1 第四次計画案について



第四次郡山市食と農の基本計画 (2022(令和4)年3月)

- ・発行 郡山市
- ・編集 郡山市農林部農業政策課
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番7号
TEL : 024-924-2201 FAX : 024-938-3150
E-mail : nougyouseisaku@city.koriyama.lg.jp
郡山市ウェブサイト : <https://www.city.koriyama.lg.jp/>



この印刷物は、古紙/パルプ配合率 70%以上再生紙と、
環境にやさしい植物油インキを使用しています。
この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。